
下関市子ども・子育て支援事業計画(素案)

平成 26 年 8 月 26 日
第7回 下関市子ども・子育て審議会

目次

第1章 計画の概要

1 計画の目的	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 策定の体制	3

第2章 子どもと家庭の状況

1 少子化の状況	4
2 家庭の状況	6
3 保育園及び幼稚園の状況	9
4 放課後児童クラブの状況	10
5 調査結果による事業の利用状況及び利用希望	11

第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価と課題

1 「みんなが育つ環境づくり」について	13
2 「すべての子育て家庭を支える環境づくり」について	22
3 「子育てと仕事の両立を応援する環境づくり」について	41
4 「安心して生活できる環境づくり」について	48
5 目標事業量及び成果指標の達成状況	51

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	53
2 計画の視点	54
3 計画の目指す姿	56
4 計画の基本目標	57
5 計画の体系	59

第5章 量の見込と確保方策

.....	60
-------	----

第6章 計画の取組

基本目標	子どもの成長を支える環境づくり	61
基本目標	すべての子育て家庭を支える環境づくり	63
基本目標	みんなが育つ環境づくり	70
基本目標	子育てと仕事の両立を応援する環境づくり	73
基本目標	安心して生活できる環境づくり	75

第7章 計画の推進 77

第1章 計画の概要

1 計画の目的

本市においては、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく、「下関市次世代育成支援行動計画 “For Kids” プラン 2010」を策定し、子どもの利益が最大限尊重され、子どもの成長を通じて親や地域のみんながともに成長することを目指し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

しかし、少子化は依然として進行しており、急速な少子高齢化の進行は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会環境が変化する中、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感を多くの子育て家庭が感じていること、待機児童の問題などが生じています。そのような問題に対応するため、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

このような状況を受け、本市においても、次代の下関市を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「下関市子ども・子育て支援事業計画 “For Kids” プラン 2015」を策定します。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置付ける計画です。

また、上位計画である「下関市総合計画」及び関連計画と整合を図り策定しました。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に關し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期として推進します。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
下関市子ども・子育て支援事業計画 (第1期計画期間) "For Kids" プラン 2015									
					見直し				
(第2期計画期間)									

4 策定の体制

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「下関市子ども・子育て審議会」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び放課後児童クラブ利用児童の保護者へのアンケート調査を実施しました。

【就学前児童調査】

対象	下関市内に在住の就学前児童がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法
対象数	5,000
有効回答数	2,631
有効回収率	52.6%

【放課後児童クラブ利用児童調査】

対象	放課後児童クラブを利用している児童の世帯
調査方法	放課後児童クラブを通じて配布・回収
有効回答数	1,294

第2章 子どもと家庭の状況

1 少子化の状況

(1) 年少人口の推移

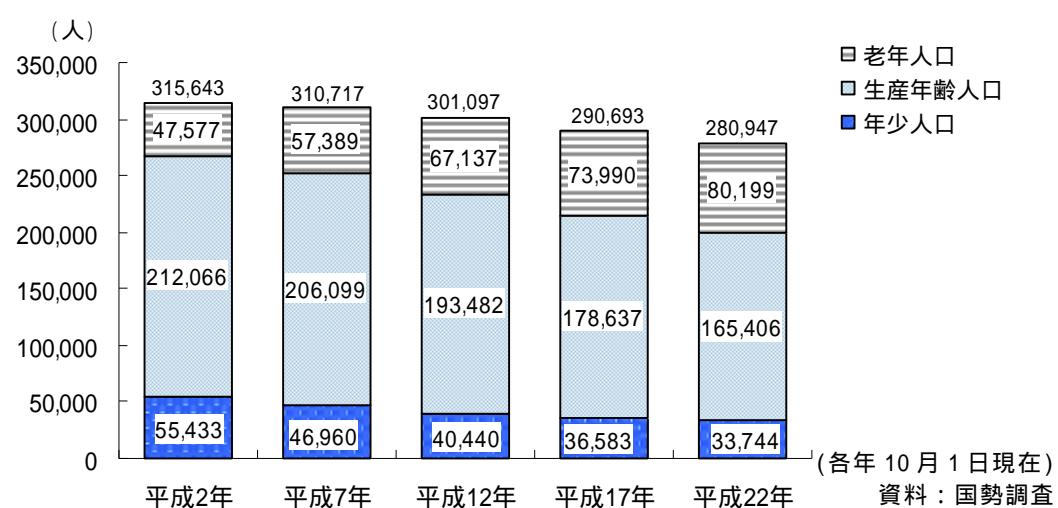
- 国勢調査による本市の総人口は減少傾向が続き、平成22年は280,947人であり、平成2年と比較すると、11.0%減となっています。
- 年少人口も減少傾向が続いている、平成22年は33,744人であり、平成2年と比較すると、39.1%減と、総人口の減少割合を大きく上回っています。
- 老年人口割合は上昇を続け、平成22年は28.7%と3割に近く、少子高齢化が急速に進んでいます。

【本市の年齢3階級別人口・構成比の推移】

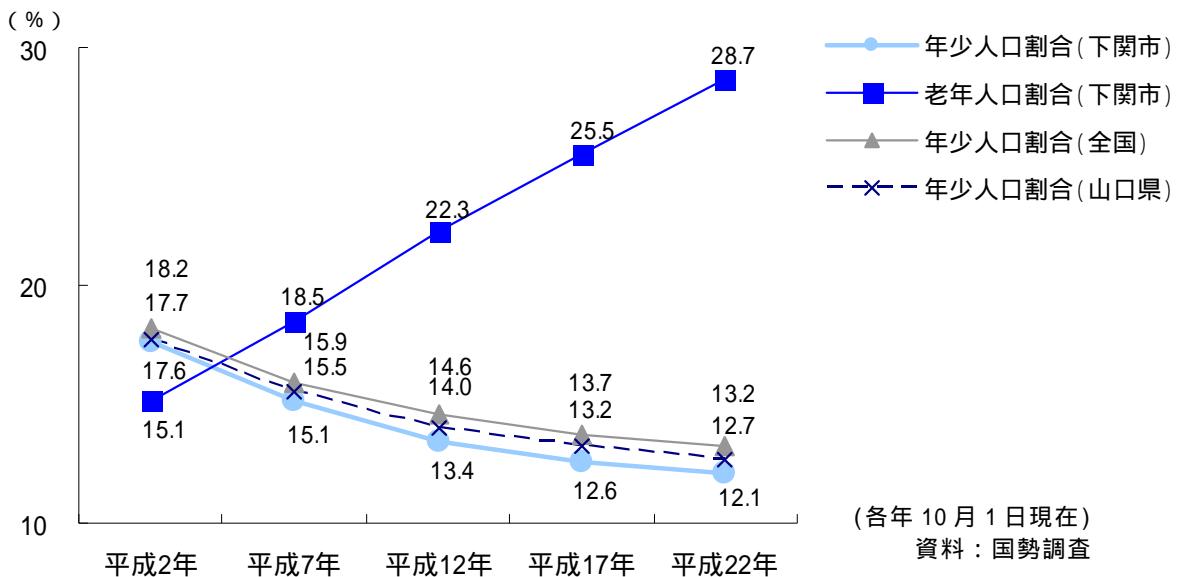
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	315,643	310,717	301,097	290,693	280,947
年少人口 (14歳以下)	55,433 (17.6%)	46,960 (15.1%)	40,440 (13.4%)	36,583 (12.6%)	33,744 (12.1%)
生産年齢人口 (15~64歳)	212,066 (67.2%)	206,099 (66.3%)	193,482 (64.3%)	178,637 (61.5%)	165,406 (59.2%)
老年人口 (65歳以上)	47,577 (15.1%)	57,389 (18.5%)	67,137 (22.3%)	73,990 (25.5%)	80,199 (28.7%)

注) 総人口には年齢不詳人口を含む。()内は総人口に対する割合
(各年10月1日現在)
資料:国勢調査

【本市の年齢3階級別人口の推移】



【年少人口及び老年人口割合の推移】



(2) 出生の動向

- 本市の出生数は平成15年以降、平成21年を除き2,100人台で推移してきましたが、平成23年以降減少し、平成24年は2,002人となっています。
- 合計特殊出生率は、全国、山口県の値を下回る値で推移しており、平成24年は1.37であり、人口を維持するために必要な値2.08を大きく下回っています。

【出生数の推移】

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数(人)	2,156	2,183	2,112	2,154	2,178	2,156	2,075	2,145	2,060	2,002
出生率	7.3	7.4	7.3	7.5	7.6	7.6	7.4	7.6	7.4	7.3

資料：人口動態統計調査（山口県保健統計年報）

注)出生率=人口1,000対

【合計特殊出生率の推移】

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
下関市	1.28	1.29	1.30	1.32	1.34	1.38	1.33	1.37
山口県	1.38	1.40	1.42	1.43	1.43	1.56	1.52	1.52
全国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：人口動態統計調査（厚生労働省）

保健医療課

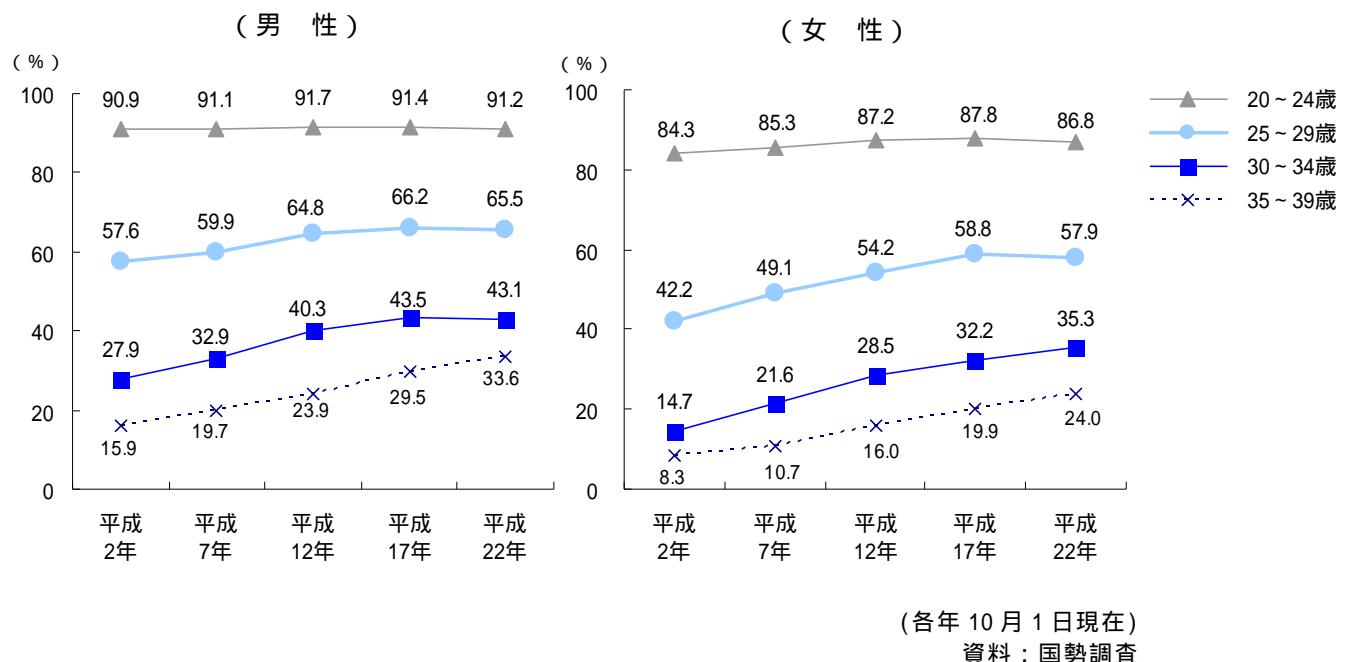
注) 平成17年から平成24年までの下関市については参考数値

2 家庭の状況

(1) 未婚率の推移

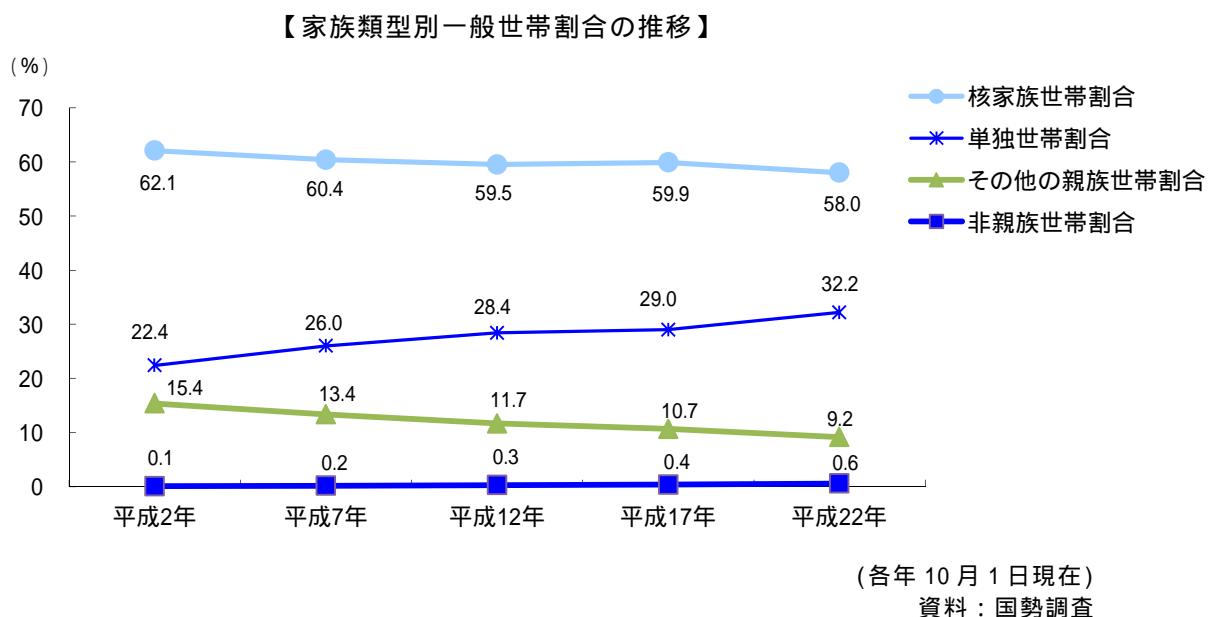
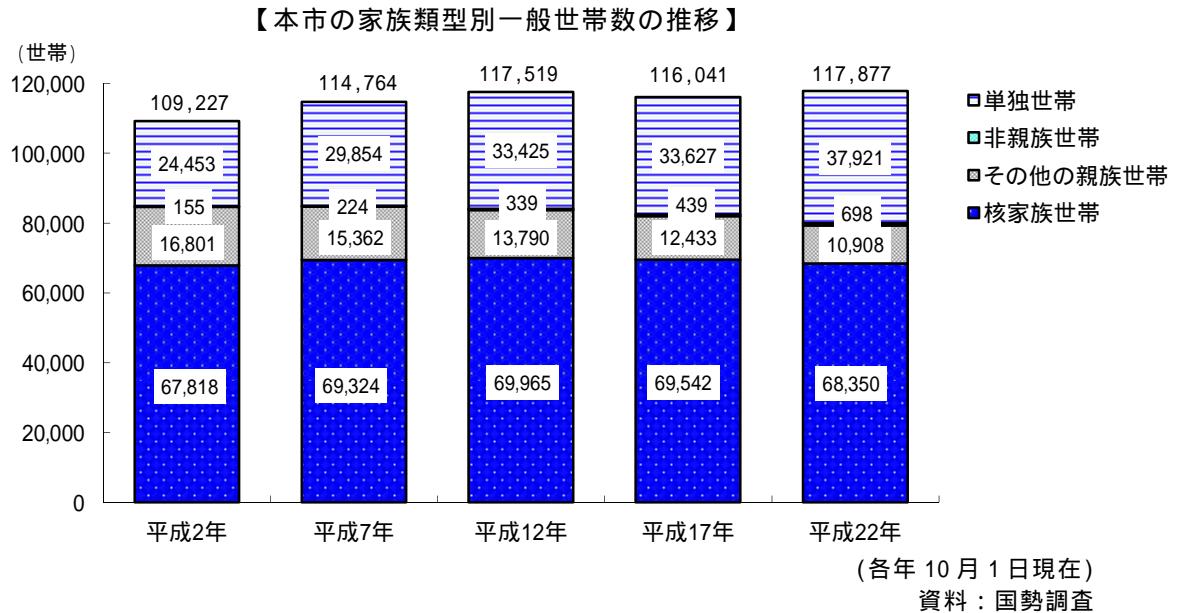
- 本市の平成 22 年の未婚率を平成 12 年と比較すると、25~39 歳の年齢層で上昇しています。

【本市の男女別未婚率の推移】



(2) 家族の状況

- 本市の世帯の状況は、単独世帯が増加しており、一般世帯の3割を占めています。
- 子どものいる世帯の一世帯当たりの子どもの人数は減少傾向にあります。



【本市の1世帯当たりの子どもの数の推移】

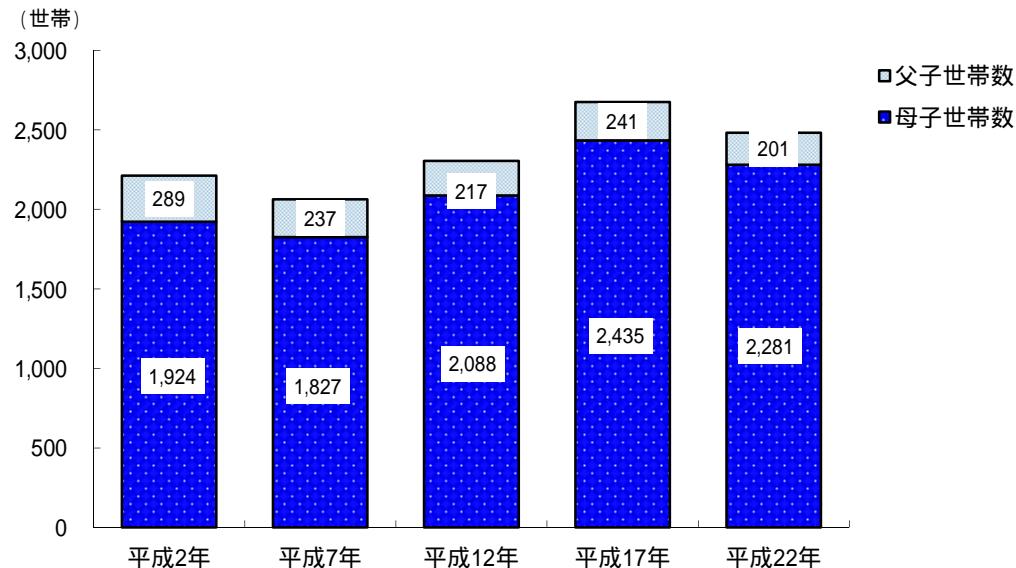
区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
6歳未満	人	1.38	1.36	1.34	1.33	1.33
18歳未満	人	1.83	1.80	1.78	1.73	1.74

(各年 10月1日現在)
資料：国勢調査

(3) 母子・父子世帯の状況

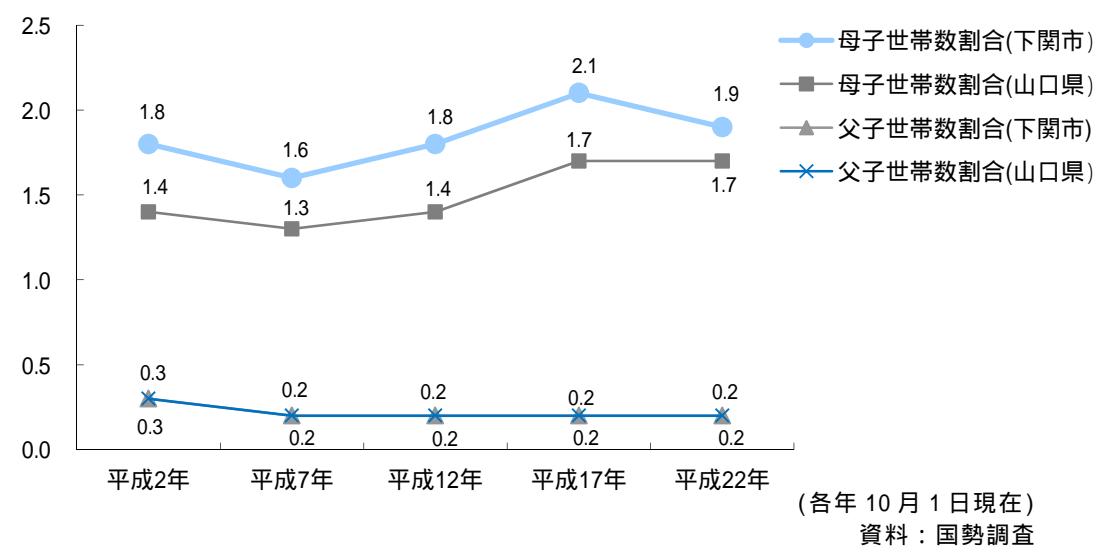
- 本市の母子世帯の数は平成17年に大きく増加し、平成22年に減少していますが、平成22年を平成12年と比較すると、約200世帯増加しています。
- 本市の母子世帯の一般世帯に占める割合は、山口県の値を上回っています。

【本市の母子・父子世帯数の推移】



(各年10月1日現在)
資料：国勢調査

【本市の母子・父子世帯割合の推移】



3 保育園及び幼稚園の状況

(1) 保育園の状況

- 平成 26 年度の認可保育園数は 56 か所であり、入所児童数は 5,007 人となっています。
- 入所児童数は平成 24 年度まで増加傾向にありましたが、平成 25 年度に減少しています。

【本市の認可保育園の状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置箇所数	か所	56	56	56	56	56
入所児童数	人	4,983	5,018	5,075	5,021	5,007
0 ~ 2 歳	人	1,601	1,654	1,618	1,637	1,639
3 ~ 5 歳	人	3,382	3,364	3,457	3,384	3,368

(各年度 4 月 1 日現在)

資料：こども育成課

(2) 幼稚園の状況

- 平成 26 年度の幼稚園数は 37 か所（市立 22 か所・私立 15 か所）であり、平成 26 年 5 月 1 日現在の入園児童数は 2,434 人となっています。

【本市の幼稚園在園児童数・箇所数】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市立幼稚園	人	749	785	790	778	724
	か所	26	26	26	26	22
私立幼稚園	人	1,638	1,635	1,702	1,728	1,710
	か所	15	15	15	15	15
合計	人	2,387	2,420	2,492	2,506	2,434
	か所	41	41	41	41	37

(各年度 5 月 1 日現在)

資料：こども育成課

4 放課後児童クラブの状況

- 平成 26 年度の放課後児童クラブは 47 クラブであり、在籍児童数は 1,791 人となっています。
- 小学校の児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブの在籍児童数は平成 25 年度以降増加しています。

【本市の放課後児童クラブの状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数	クラブ	46	46	47	47	47
在籍児童数	人	1,839	1,759	1,688	1,719	1,791
小学校児童数	人	13,985	13,719	13,283	13,095	12,882

(各年度 4月 1日現在)

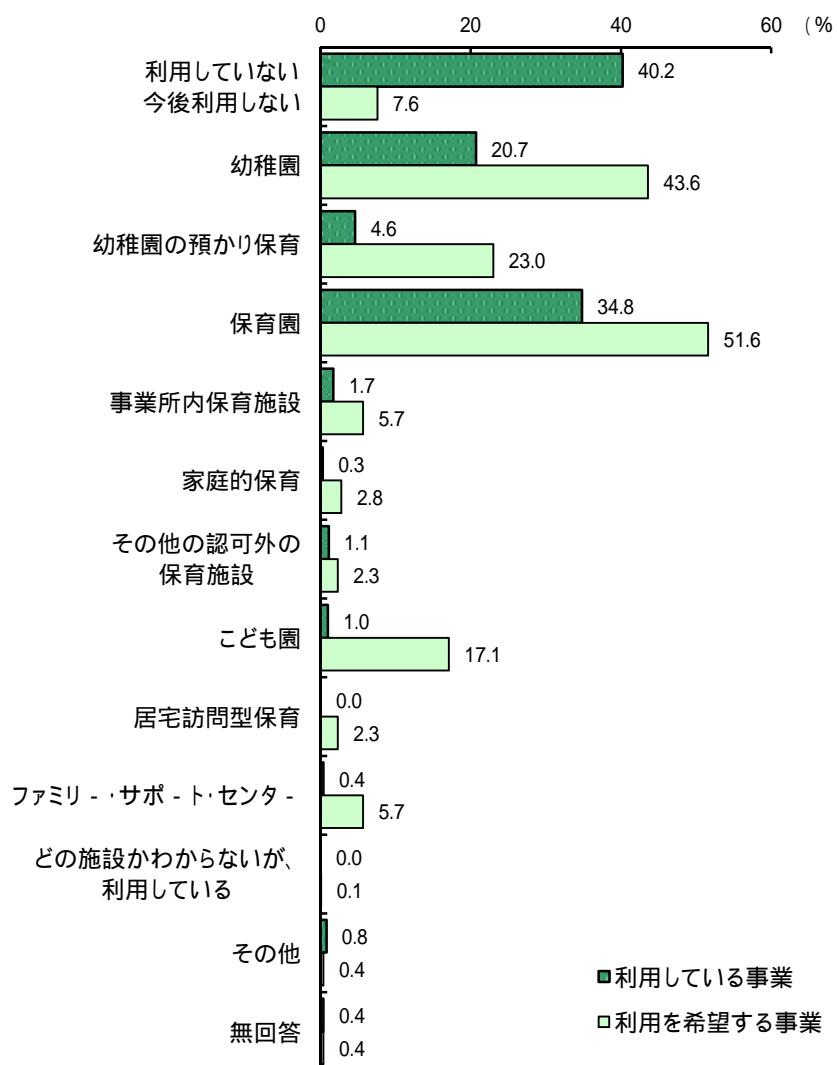
資料：こども家庭課

5 調査結果による事業の利用状況及び利用希望

(1) 教育・保育事業

➤ 就学前児童の9割以上が利用を希望する事業をあげており、幼稚園、保育園の割合が高くなっています。また、こども園の利用希望もあがっています。

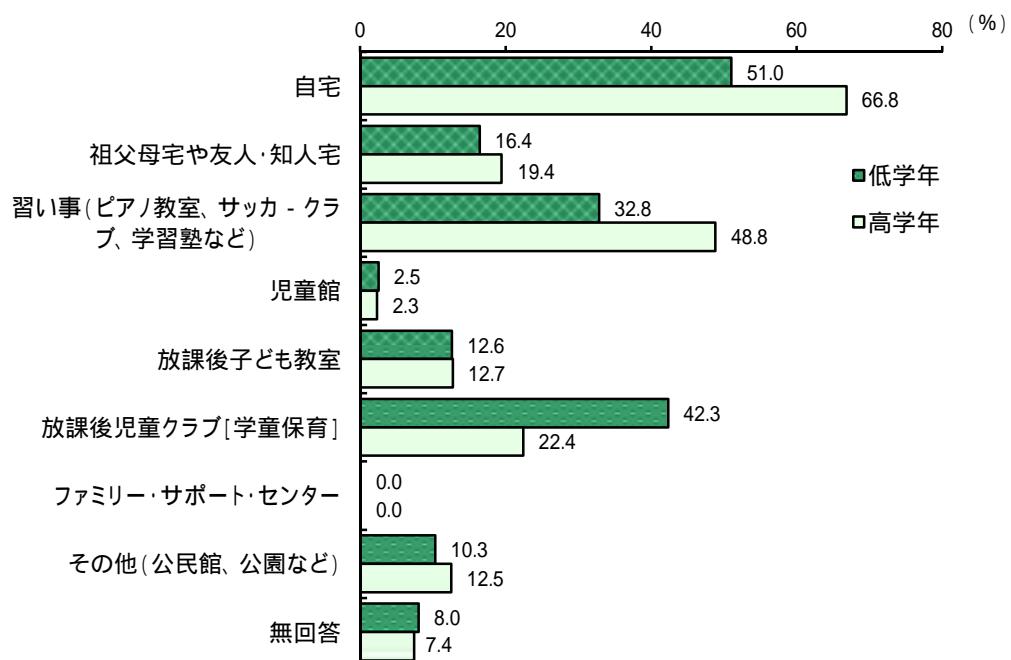
【教育・保育事業の利用状況と利用希望/就学前児童】



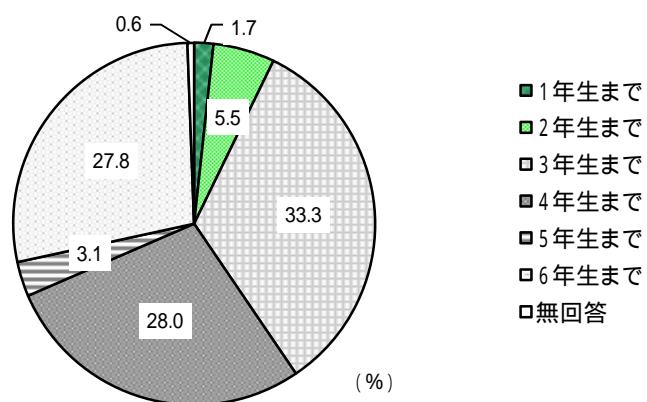
(2) 放課後児童クラブ

- 就学前児童の就学後の低学年時の希望の放課後の過ごし方として、放課後児童クラブをあげる割合は4割を超えていました。
- 現在放課後児童クラブを利用している児童のうち、高学年(4~6年生)まで利用したいと希望する割合は5割を超えていました。

【就学後の希望の放課後の過ごし方/就学前児童(5歳)】



【放課後児童クラブの利用を希望する学年/放課後児童クラブの在籍児童】



第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価と課題

1 「みんなが育つ環境づくり」について

あたたかな家庭づくり

【取組及び現状】

- 保護者を対象に、家庭の教育力の向上を図るための取組として、望ましい子どもの育て方、正しい家庭教育のあり方に関する講座を開催するなど、家庭教育学級を開催しました。
- 参加者数は、平成24年度まで減少傾向にありましたが、平成25年度から全幼稚園を対象としたことによる学級数増に伴い増加しました。

【家庭教育学級の実施状況】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
学級数	学級	33	29	25	38	-
延べ参加者数	人	3,290	2,747	2,567	3,793	参加者増加

資料：生涯学習課

- 公民館学級において、地域における異年齢間の仲間づくりやふれあい活動など、豊かな体験の場を確保し、子どもの活動や学習の機会を充実させるとともに、地域や家庭での教育力を高めました。

【公民館学級の実施状況】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ参加者数	人	7,275	5,969	5,249	5,667

資料：生涯学習課

- 乳幼児健診時にブックスタートキットをプレゼントし、絵本を介して、子どもと家族の楽しいひとときの過ごし方などのアドバイスや子育てに関する情報提供を行いました。
- 平成25年度まで、こんにちは赤ちゃん訪問と1歳6か月児健康診査の際にほぼ全世帯に配布しました。平成26年度からは、地域の中で安心して子育てができる環境づくりを図るために、民生委員・児童委員の訪問による配布に変更しました。

【ブックスタート事業の実施状況】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
ブックスタートキット 配布率	%	92.3	96.2	98.4	94.7	-

資料：こども家庭課

- 両親学級を開催し、父親、母親となる人を対象に夫婦でともに子育てをする意識を高め、両親の役割についての知識の普及を図りました。参加への要望は高く、参加者へのアンケート結果において満足度は高くなっています。
- 母親学級、育児学級、育児講座などを通して、育児に関する知識の普及や情報提供、相談など、保護者の子育て力の向上、育児不安の軽減を図りました。

【両親学級の実施状況】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
開催回数	回	8	8	8	8	継続実施
延べ参加組数	組	200	216	199	195	

資料：こども保健課

- 親子がふれあう機会の充実を図るため、親子で参加し、さまざまな体験ができる事業を実施しました。

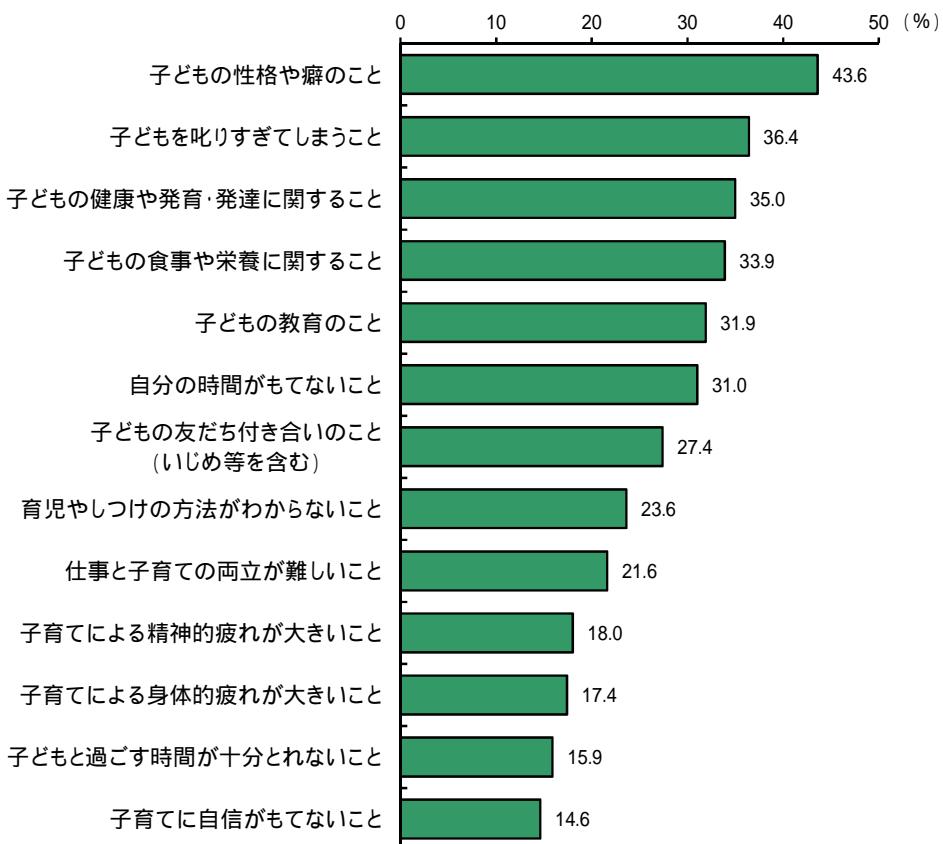
【親子で参加する事業の実施状況（平成 25 年度）】

事業名	参加者延人数
次世代育成支援対策イベント	4,000
元気ファミリーフェスタ	820
親子自然教室	22
夏休み親子園芸教室	46
親子ベビー水泳教室	1,586
リトミック教室	3,036
親子で作るクリスマスノート	45
親子ふれあい教室	31

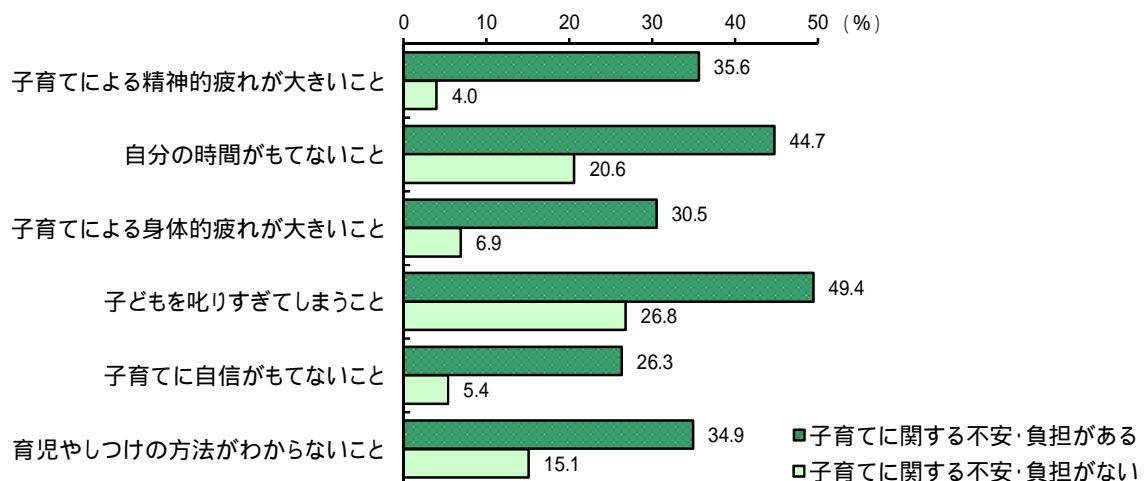
【アンケート結果】

- 子育てに関する悩みや気になることとして、「育児やしつけの方法がわからないこと」との回答が23.6%、「子育てに自信がもてないこと」との回答が14.6%となっており、特に子育てに関して不安や負担を感じている家庭では割合が高くなっています。

【子育てに関する悩み（上位13項目）】

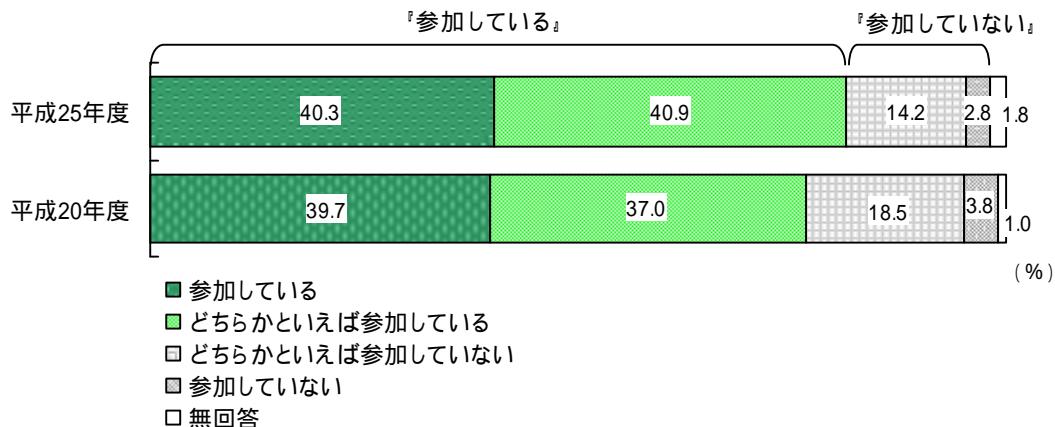


【子育てに関する悩み/子育てに関する不安の有無別（差が大きい上位6項目）】

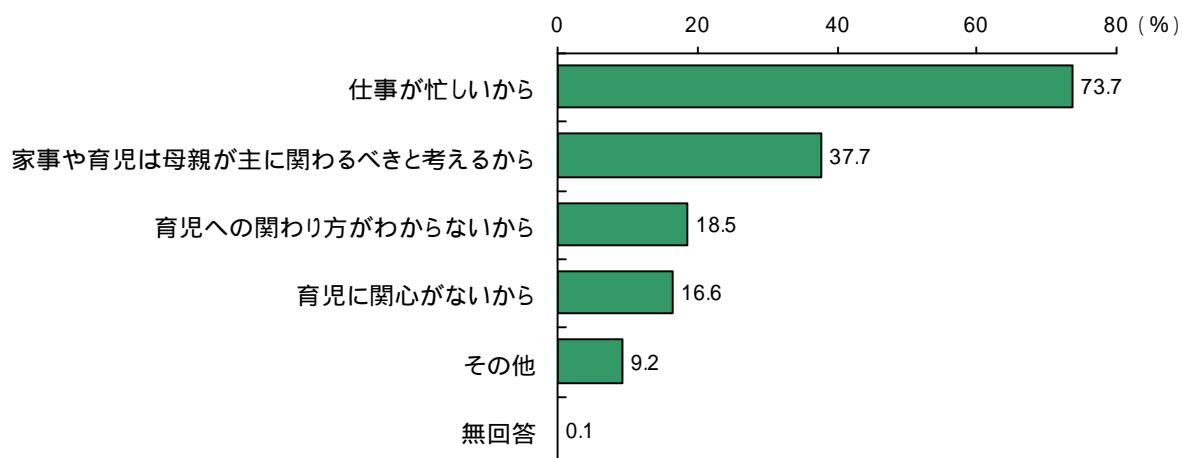


- 父親が家事や育児に「参加していない」割合は 17.0%であり、平成 20 年度調査と比較すると低下していますが、その理由として「仕事が忙しいから」との回答が最も高くなっていますが、「家事や育児は母親が主に関わるべきと考えるから」との回答が 3 割を超えています。

【父親の家事や育児への参加状況/平成 20 年度調査との比較】



【家事や育児に参加していない理由】



【課題】

- 家庭の子育て力の低下が指摘されており、アンケート結果においても「育児やしつけの方法がわからないこと」「子育てに自信がもてないこと」などの不安をもつ家庭が多くあります。地域全体で家庭の子育て力を向上させ、子育てを楽しいと感じることができるための支援が重要です。
- 父親の育児への参加は進んできていますが、仕事の忙しい父親や母親へ任せてしまう意識が高い父親の参加を促す意識啓発が重要です。

子どもの生きる力を育む教育環境づくり

【取組及び現状】

- 幼稚園においては幼稚園教育要領、保育園においては保育所保育指針に基づき、研修会等を通じて幼児教育及び保育内容の充実を図るとともに、幼・小連携教育研修会の実施などにより、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行のための取組を行っています。
- 平成 26 年度の幼稚園数は、37 か所（市立 22 か所・私立 15 か所）であり、計画期間中に 4 か所閉園となりました。平成 26 年 5 月 1 日現在の在園児童数は 2,434 人となっています。
- 市立幼稚園においては、幼稚園に求められている教育効果の向上を図るために、「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、教育環境の整備を行いました。

【幼稚園在園児童数・箇所数】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市立幼稚園	人	749	785	790	778	724
	か所	26	26	26	26	22
私立幼稚園	人	1,638	1,635	1,702	1,728	1,710
	か所	15	15	15	15	15
合計	人	2,387	2,420	2,492	2,506	2,434
	か所	41	41	41	41	37

(各年度 5 月 1 日現在)

資料：こども育成課

- 平成 26 年度の認可保育園数は 56 か所、入所児童数は 5,007 人となっています。入所児童数は、0 ~ 2 歳では 1,600 人台、3 ~ 5 歳児では 3,300 人台から 3,400 人台を推移しています。

【保育園の状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	後期計画目標値
設置箇所数	か所	56	56	56	56	56	
入所児童数	人	4,983	5,018	5,075	5,021	5,007	
0 ~ 2 歳	人	1,601	1,654	1,618	1,637	1,639	1,830
3 ~ 5 歳	人	3,382	3,364	3,457	3,384	3,368	3,221

(各年度 4 月 1 日現在)

資料：こども育成課

- 平成 21 年度には、幼稚園と保育園を一体的に運営する「こども園」を開園し、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく独自のカリキュラムによる幼児教育・保育を実施しています。
- 平成 27 年 4 月に豊浦地区に 1 か所開設のための整備を進めています。

【こども園の整備状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	か所	2	2	2	2	2
在園児童数	人	112	112	113	91	92

(各年度 5 月 1 日現在)

資料：こども育成課

- 平成 26 年の小学校児童数は 12,882 人、中学校生徒数は 6,517 人であり、児童数・生徒数ともに減少傾向にあります。
- 学校教育においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、体力・運動能力の向上、キャリア教育、外国語教育、情報教育、道徳教育、総合的な学習の時間、情報教育などの推進により、子どもの「生きる力」の育成を図りました。

【小学校児童数・中学校生徒数】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校	人	13,985	13,719	13,283	13,095	12,882
中学校	人	6,885	6,768	6,723	6,537	6,517

(各年度 5 月 1 日現在)

資料：学校教育課

- 特別な支援を要する子どもの早期発見、早期支援のため、関係機関と連携を強化しながら就学相談等の充実を図るとともに、一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行いました。

【特別支援教育の状況（小・中学校）】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別支援 学級	設置数	108	111	118	123
	児童数	319	350	348	364
通級指導 教室	設置数	5	5	5	5
	児童数	132	189	206	260

(各年度 5 月 1 日現在)

資料：学校教育課

➤ すべての保育園で障害のある児童を受け入れています。

【障害のある児童の保育園の入所状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
実施箇所数	か所	全園	全園	全園	全園	全園
児童数	人	262	292	289	330	300

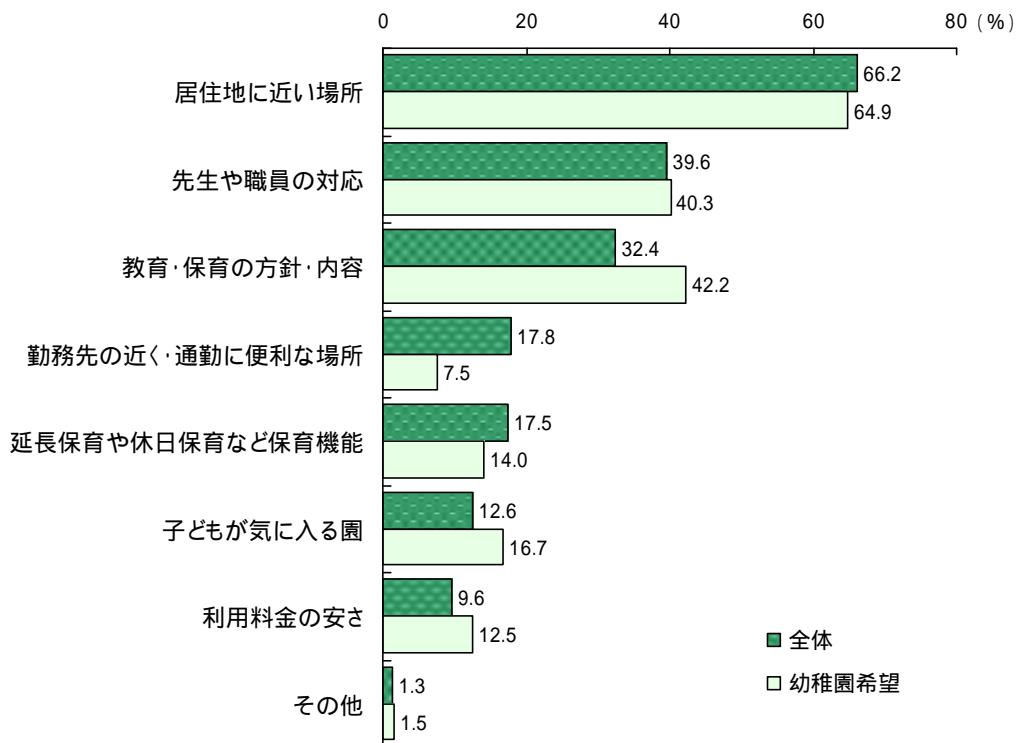
(各年度 5 月 1 日現在)

資料：こども育成課

【アンケート結果】

- 子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもの教育のこと」との回答は年齢が上がるほど高くなっています。5歳では38.0%となっています。(p 15)
- 幼稚園や保育園などを選ぶ際に重視することとして、「先生や職員の対応」との回答が39.6%、「教育・保育の方針・内容」との回答が32.4%と上位となっており、特に希望の事業として幼稚園を回答した家庭では、「教育・保育の方針・内容」との回答が42.2%となっています。

【事業を選択する際に重視すること】



- アンケート調査の自由意見において、こども園整備の充実へ期待する意見が多くあがっています。
- アンケート調査の自由意見において、子どもの発達障害への対応の不安をあげた意見がありました。

【課題】

- 就学前教育の充実へのニーズが高くなっていることから、今後、保育園、幼稚園、認定こども園等の充実を図り、就学前の教育・保育の量的確保、質的向上を図ることが重要です。
- 「子どもの教育に関すること」は、子育て家庭の悩みや気になることとして上位となっています。子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、次代の下関市を担う子どもの「生きる力」を育むために学校教育の充実を図ることが重要です。

地域で学び・育つ環境づくり

【取組及び現状】

- 小学校区毎に余裕教室や校庭などを活用し、放課後や週末に地域の人の参画を得て、子どもが勉強、スポーツ、文化活動、地域交流などの活動を行う放課後子ども教室を実施しました。

【放課後子ども教室の実施状況（小学校）】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	後期計画 目標値
箇所数	か所	22	24	23	24	30

資料：生涯学習課

- 小学校、中学校の総合的な学習の時間等で児童生徒が乳幼児とふれあう体験を通して、子どもを生み育てる大切さや生命の尊さについて学ぶ機会を設けました。
- 児童生徒や保護者の相談に対応し、教員をサポートするスクールカウンセラーをすべての小学校・中学校に設置しました。

【中学校のスクールカウンセラー設置状況】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	後期計画 目標値
設置率	%	100	100	100	100	継続実施

資料：学校安全課

- 市内の各種関係機関、団体が相互の連携強化と共に理解を深め、地域における青少年健全育成運動を進めました。

【課題】

- 子どもが自立し、生きる力を育むためには、地域全体で子どもの成長を見守り、支援するとともに、子どもが地域でさまざまな世代の人と交流し、さまざまな経験を通じ学ぶ場の充実が重要です。

2 「すべての子育て家庭を支える環境づくり」について

地域で子育てを支える環境づくり

【取組及び現状】

- 地域子育て支援センターや子育て広場において、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を提供するとともに、相談、情報提供、助言などの支援を行いました。

【地域子育て支援拠点事業の実施状況】

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	後期計画目標値
設置箇所数	か所	13	13	13	14	15	18
利用者延人数	人	69,935	70,869	69,442	73,062	-	75,000

資料：こども育成課

- 子育て支援機能を中心とし、世代間交流、市民活動機能を備え、次代を担う子どもを多世代で育むための「次世代育成支援拠点施設」を、平成26年4月にJR下関駅ビルに設置しました。子どもと親と一緒に遊べる遊び場やこども一時預かり室、相談室、交流スペースなどを配置しています。
- 子育てに関する施設やサークル情報、行政サービスなどを集約した情報誌（保存版）を平成23年に発行し、子育て中の家庭へ配布しました。その後は、転入時、妊娠届時などに配布しました。
- 子育てに関する情報提供、意見交換、相談など、現在子育て中の保護者の視点で編集した、子育て情報誌「ちゃいりんど」を毎年発行し、子育て中の家庭へ配布しました。
- 保育園の専門性を活かし、保育園入所児童の保護者や地域の子育て家庭に対して、子育てに関する相談や援助を実施しました。
- 養育の支援が特に必要な家庭に対し、保健師による専門的相談支援や、支援員による家事援助、育児支援を行いました。

【養育支援訪問事業の実施状況】

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施件数	件	241	320	485	453

資料：こども保健課

- 保護者の就労や病気、育児疲れの解消などの理由で、緊急・一時的に保育を必要とする児童を保育園で保育する、「一時預かり（一時保育）事業」を実施しました。対応可能数に対してニーズが高く、利用を希望する家庭が利用できていない状況があります。
- アンケート調査の自由意見においても、申し込みをしても空きがなく、利用できない状況の改善や緊急の場合に利用しやすいよう手続き方法の改善への要望があがっていました。

【一時預かり（一時保育）事業の実施状況】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	後期計画 目標値
利用者延人数	人	6,528	7,429	7,418	8,406	9,360

資料：こども育成課

- 育児の援助を受けたい人と行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助けあう事業であるファミリー・サポート・センター事業を実施しました。登録会員数、活動件数ともに増加しています。

【ファミリーサポートセンター事業の実施状況】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	後期計画 目標値
実施箇所	か所	1	1	1	1	1
登録会員数	人	1,039	1,107	1,178	1,244	-
活動件数	件	4,808	3,988	2,967	4,077	-

資料：こども家庭課

- 母親の自主的な地域活動を組織化し、その活動の促進を図るため、母親クラブの支援を行いました。

【母親クラブへの支援状況】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
補助金交付団体数	団体	15	15	13	13

資料：こども家庭課

- 子育て支援団体同士のネットワークをつくることにより、サークル間の交流や情報の共有化を図り、住民の自主的な子育て支援活動を支援するとともに、講座や講演会の開催により子育て支援者の資質の向上を図りました。

【子育てサークルネットワークへの参加状況】

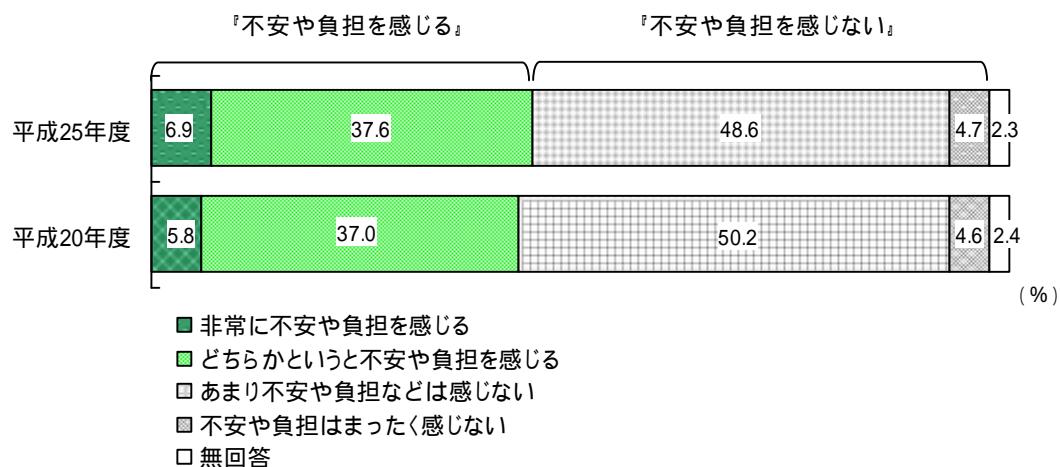
区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ネットワーク主催の研修会等への参加人数	人	150	160	143	77

資料：こども家庭課

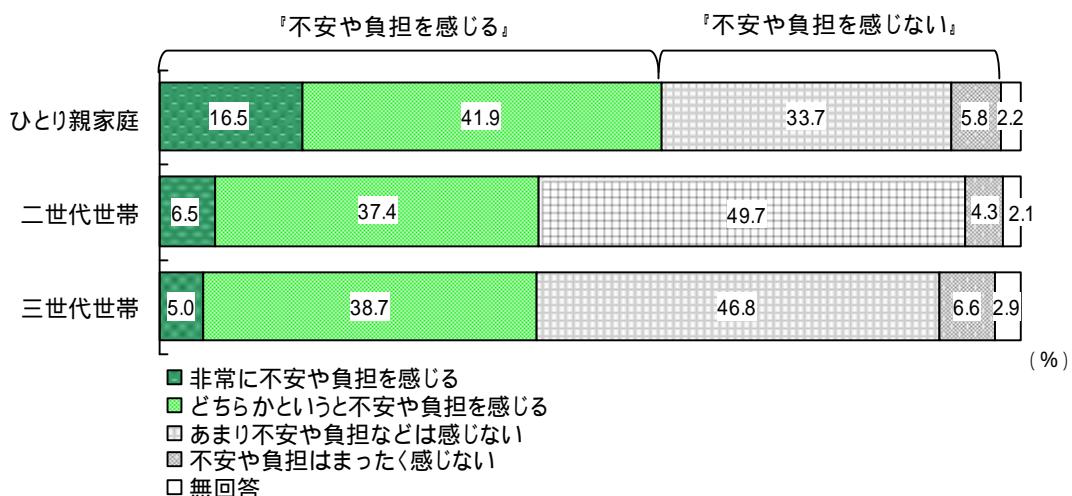
【アンケート結果】

- 子育てに関して不安や負担を感じる割合は44.5%であり、平成20年度調査と比較して大きな変化はみられません。また、子育てに関して不安や負担を感じる割合は、ひとり親家庭、子育て仲間がない家庭、子どもをみてくれる人がいない家庭で高くなっています。

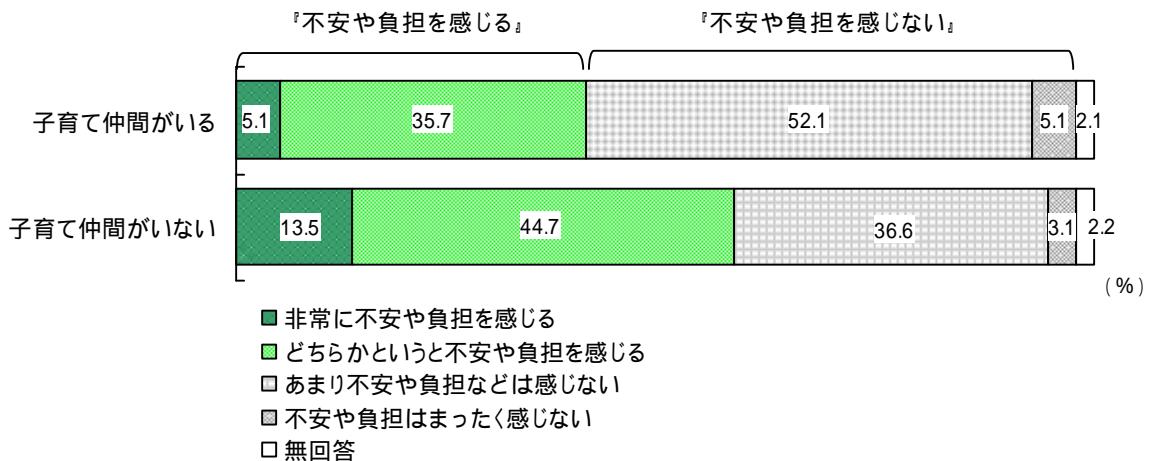
【子育てに関する不安・負担感の有無/平成20年度調査との比較】



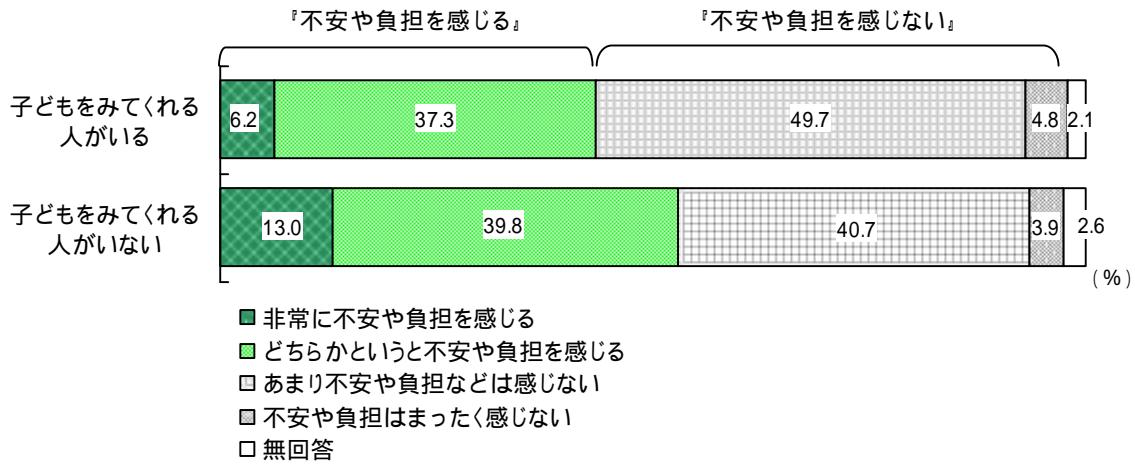
【子育てに関する不安・負担感の有無/世帯構成別】



【子育てに関する不安・負担感の有無/子育て仲間の有無別】

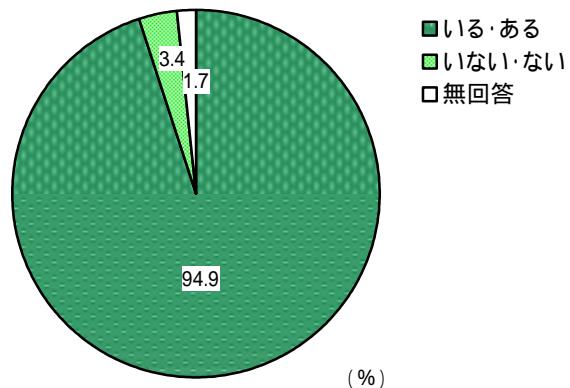


【子育てに関する不安・負担感の有無/子どもをみてくれる人の有無別】

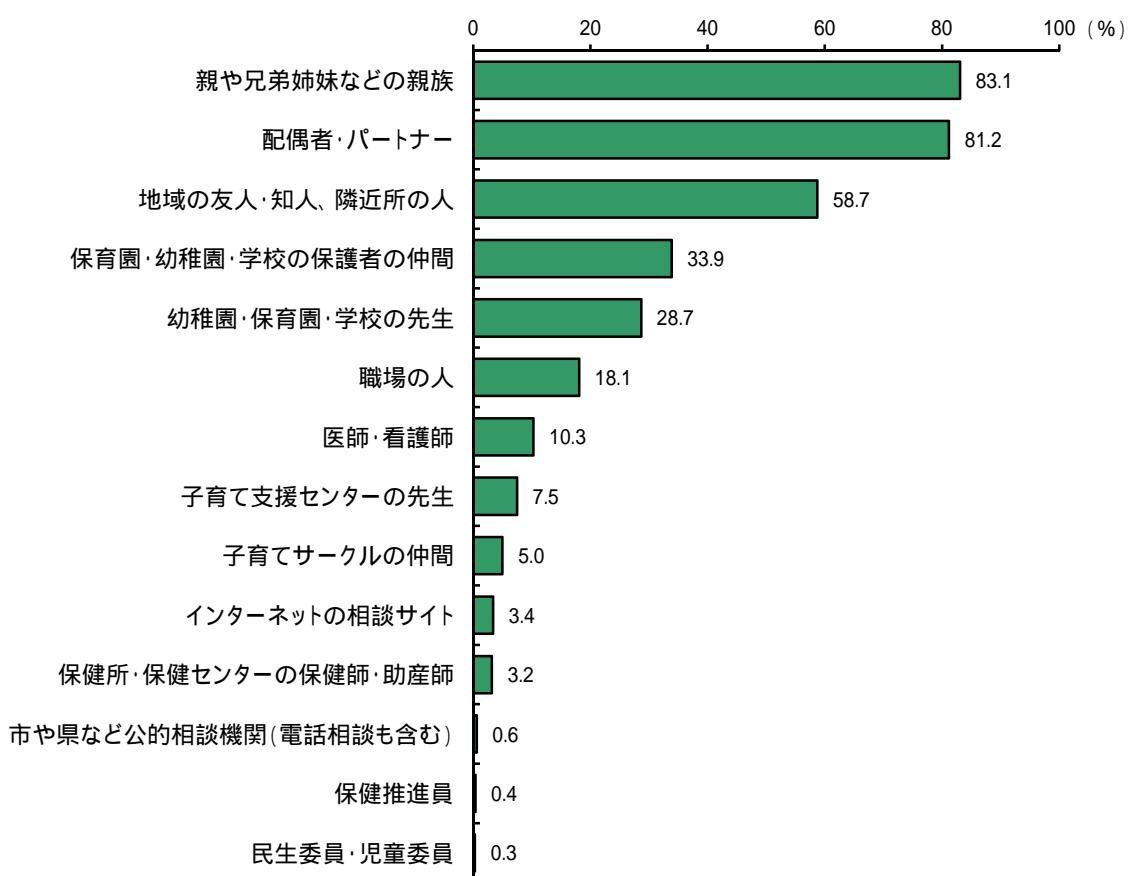


- 子育てをする上で気軽に相談できる人がいない家庭は3.4%となっており、相談できる人・場所として、親族や知人以外では、「幼稚園・保育園・学校の先生」との回答が約3割と最も高くなっています。

【相談相手・場所の有無】

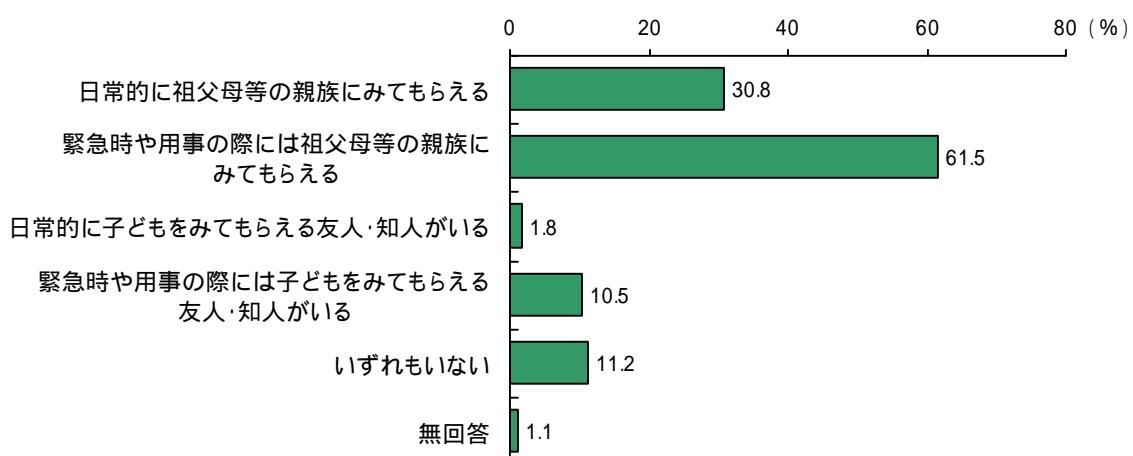


【相談相手】



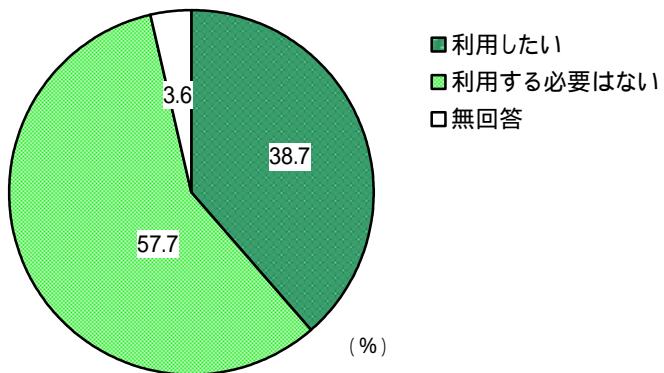
- 子どもを日常的、緊急時にみてもらえる人がいない家庭は 11.2% であり、みてももらえる人がいても半数が相手の負担などを心配したり心苦しく感じたりしています。

【子どもをみてもらえる人の有無】



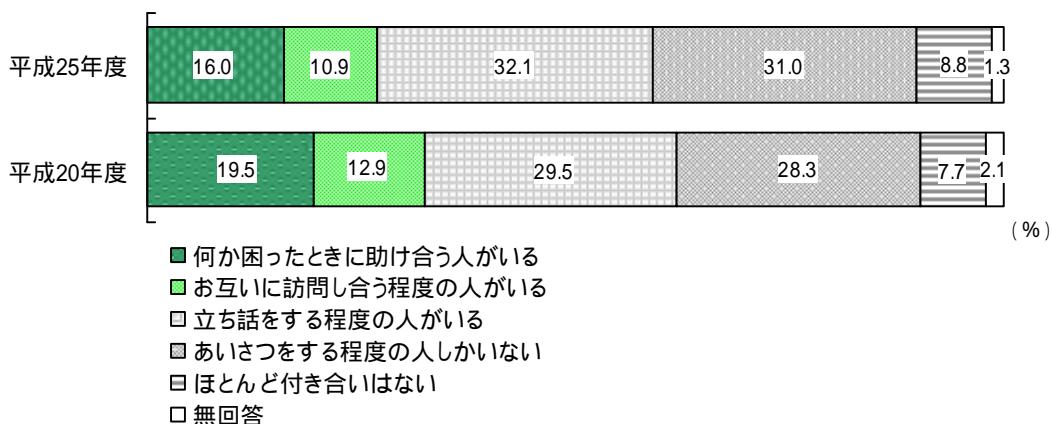
- 親の私用や通院、不定期の就労等の目的で子どもを一時的にあずけるサービスを「利用したい」割合は38.7%と高くなっています。

【不定期の保育サービスの利用意向】



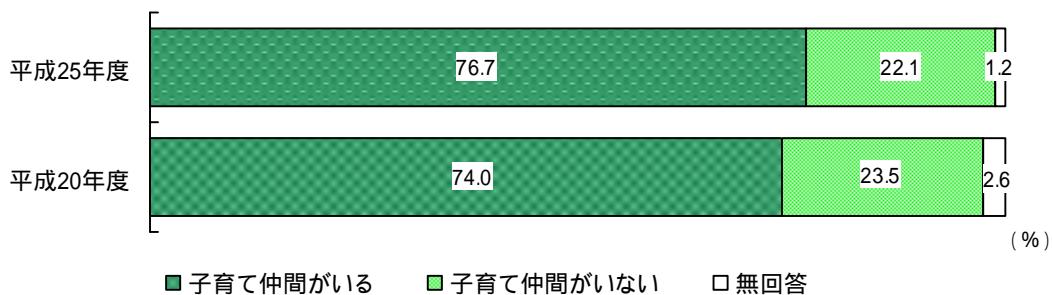
- 近所付き合いの状況は、「何か困ったときに助け合う人がいる」、「お互いに訪問し合う程度の人がいる」との比較的深い付き合いがある割合は26.9%であり、平成20年度調査と比較してやや低くなっています。

【近所付き合いの状況/平成20年度調査との比較】



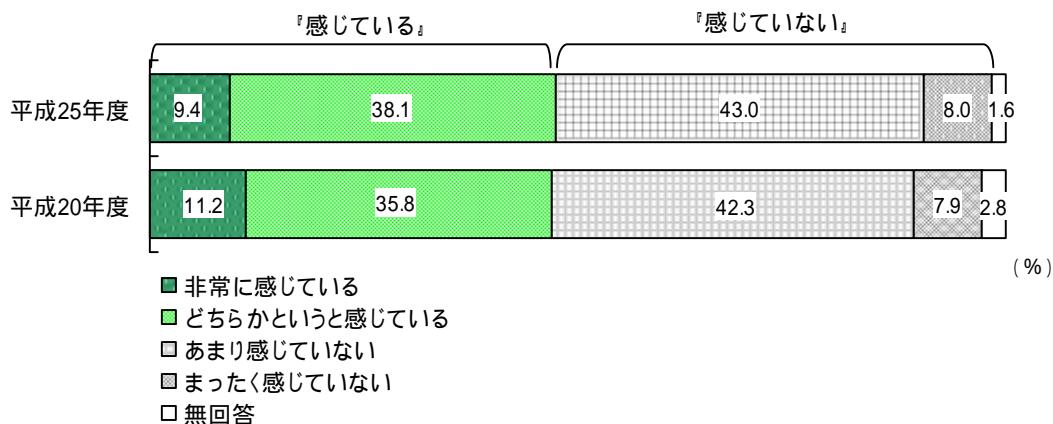
- 子育て仲間がない家庭は22.1%となっており、平成20年度調査と比較して大きな変化はみられません。

【子育て仲間の有無/平成20年度調査との比較】

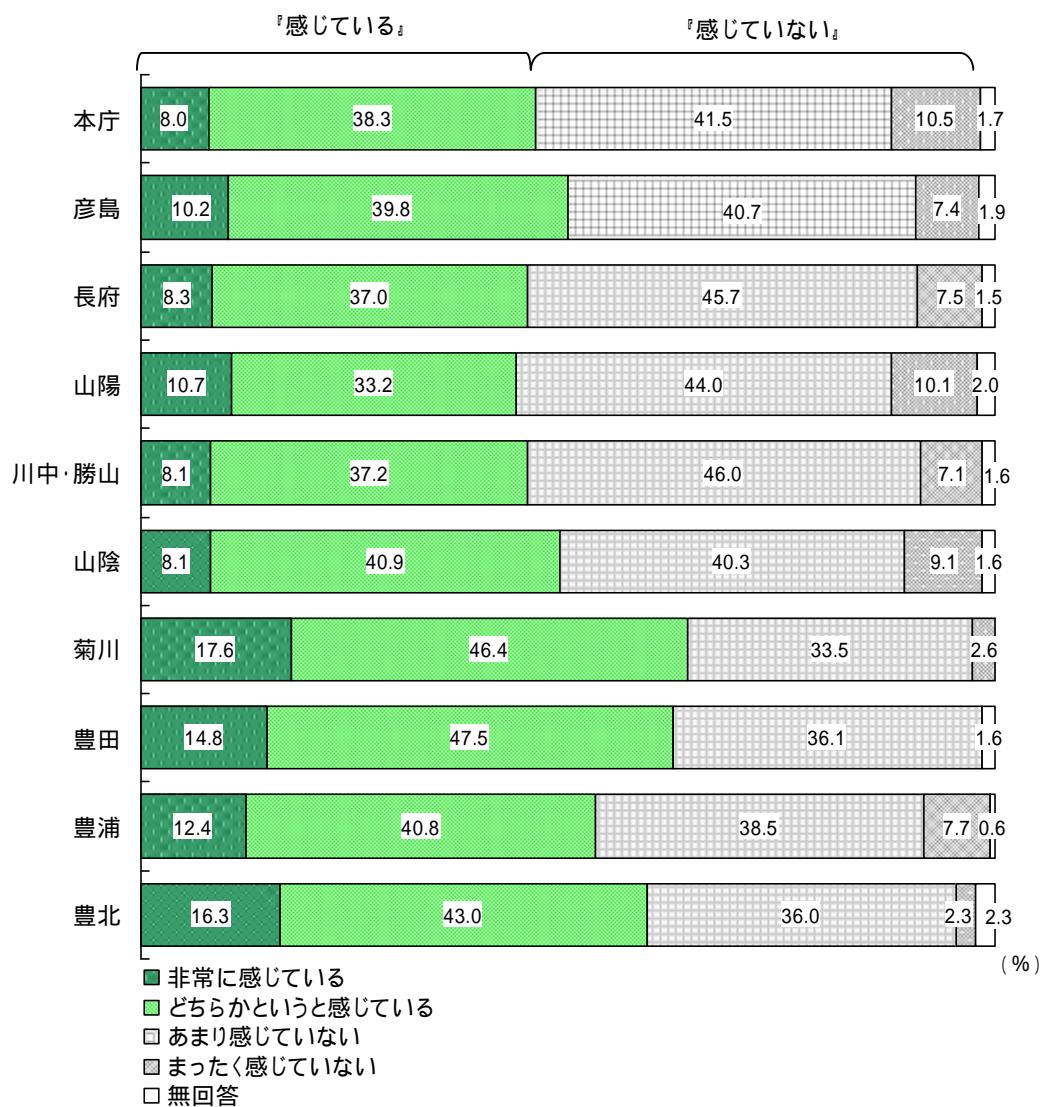


- 自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると「感じている」割合は47.5%であり、平成20年度調査と比較して大きな変化はみられません。また、「感じている」割合は旧下関市の地域で低くなっています。

【子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じるか/平成20年度調査との比較】



【子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じるか/地域別】



【課題】

- 子育てに不安や負担を感じる家庭は、子育て仲間がいない家庭で高くなっていることから、親同士の交流の場の充実や参加のきっかけづくりが重要です。
- 子育てに不安や負担を感じる家庭は、子どもをみてくれる人がいない家庭で高くなっていることから、身近に頼れる親族などがおらず、支援を必要とする家庭がサービスを知り、利用につなげる情報提供体制、相談体制が重要です。
- 保育など子育て支援に関するニーズは高く、多様化していることから、地域全体で支援する仕組みづくりが重要です。

健やかに育つ環境づくり

【取組及び現状】

- 母親学級の開催により、母親となる人を対象に妊娠から出産、育児について、正しい知識の普及を図りました。

【母親学級の実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
開催回数	回	30	30	32	20	継続実施
参加者延人数	人	553	503	467	323	

資料：こども保健課

- 育児学級の開催により、育児に関する情報提供を行い、育児不安の解消に努めました。

【育児学級の実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
開催回数	回	30	30	30	30	継続実施
参加者延人数	人	1,164	1,165	1,163	1,121	

資料：こども保健課

- 妊婦健診の実施、妊産婦、乳幼児の保護者に対する健康相談などを実施し、子どもと母親の健康の保持増進を図りました。
- 1か月児、3か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査を実施するとともに、1歳6か月児及び3歳児健康診査時に「要観察」とされた子どもや育児不安をもつ母親に対し、乳幼児発達支援学級において話し合いや体験学習を通して子どもへのかかわり方・遊ばせ方について助言し、子どもの健全な育成・発達を支援しました。

【乳幼児健康診査の受診率】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
1か月児	%	95.4	92.6	94.2	96.1	向上
3か月児	%	99.5	97.4	98.3	99.6	
7か月児	%	96.8	94.1	97.1	97.9	
1歳6か月児	%	95.1	96.0	95.1	99.1	
3歳児	%	89.9	89.9	94.1	93.4	

資料：こども保健課

【乳幼児発達支援学級の実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者延人数	人	177	224	202	257

資料：こども保健課

- 生後 4 か月までの児童の家庭の全戸訪問を実施し、育児に関する助言や情報提供などを行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなぎました。
- 生後間もない児童の家庭のすべてを対象としていることから、必要とされている情報を効果的に提供できたり、支援が必要な家庭の把握につながるなど、大変重要な役割を果たしています。

【乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
訪問率	%	95.6	94.4	89.9	87.6	100%

資料：こども保健課

- 「下関ぶちうま食育プラン」に基づき、各保育園、幼稚園、小・中学校において食育を推進するとともに、市内の小・中学生を対象とした食育体験教室や希望校で食育の講話をを行う出前食育教室を実施するなど、食育を推進しました。

【出前食育教室の実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画 目標値
実施回数	回	21	33	37	32	継続実施

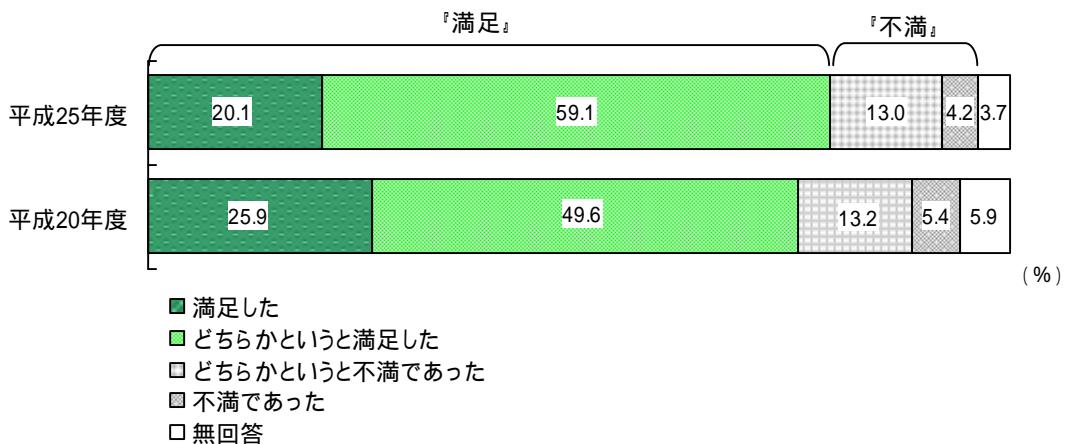
資料：保健総務課

- 各小・中学校において思春期保健教育を推進するとともに、希望校で思春期保健健康教育を実施、児童生徒の相談事業の充実を図るなど思春期保健対策を推進しました。

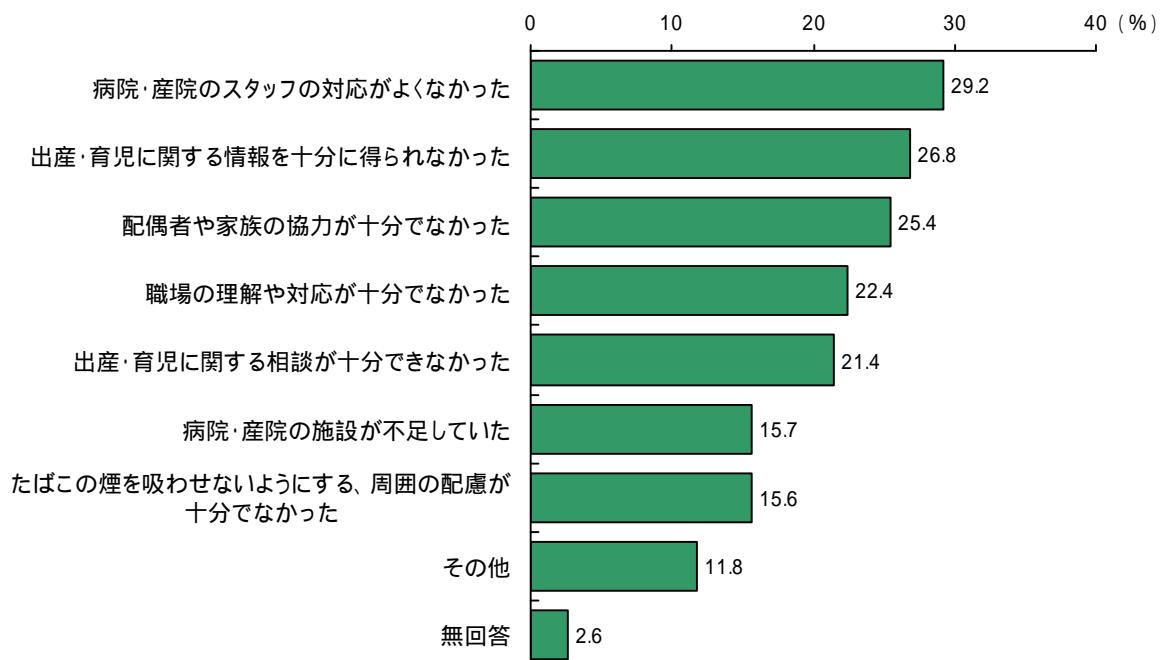
【アンケート結果】

- 妊娠中・出産時の支援体制について、「満足」の割合は 79.2%であり、平成 20 年度調査と比較するとやや上昇しています。また、「不満」であると感じた理由の第 2 位として「出産・育児に関する情報を十分に得られなかった」があがっています。

【妊娠中・出産時の支援体制への評価/平成 20 年度調査との比較】

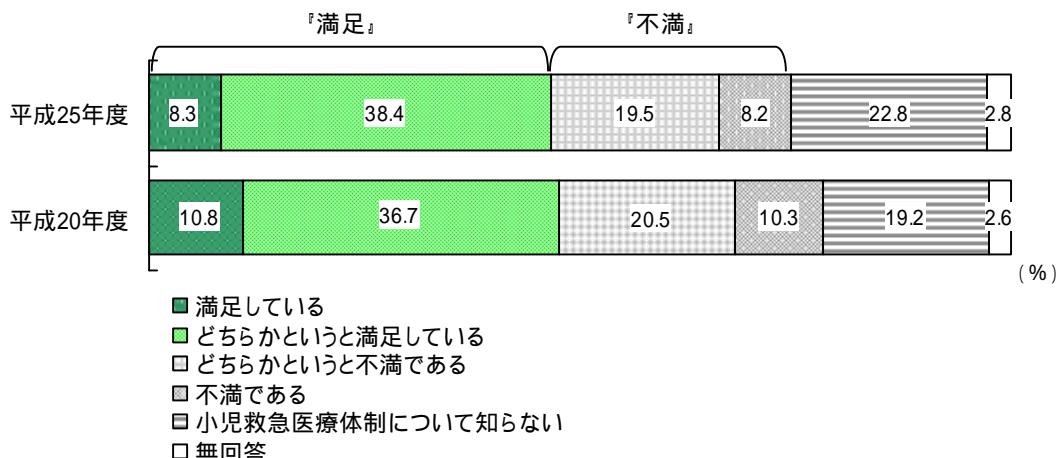


【不満であると感じた点】

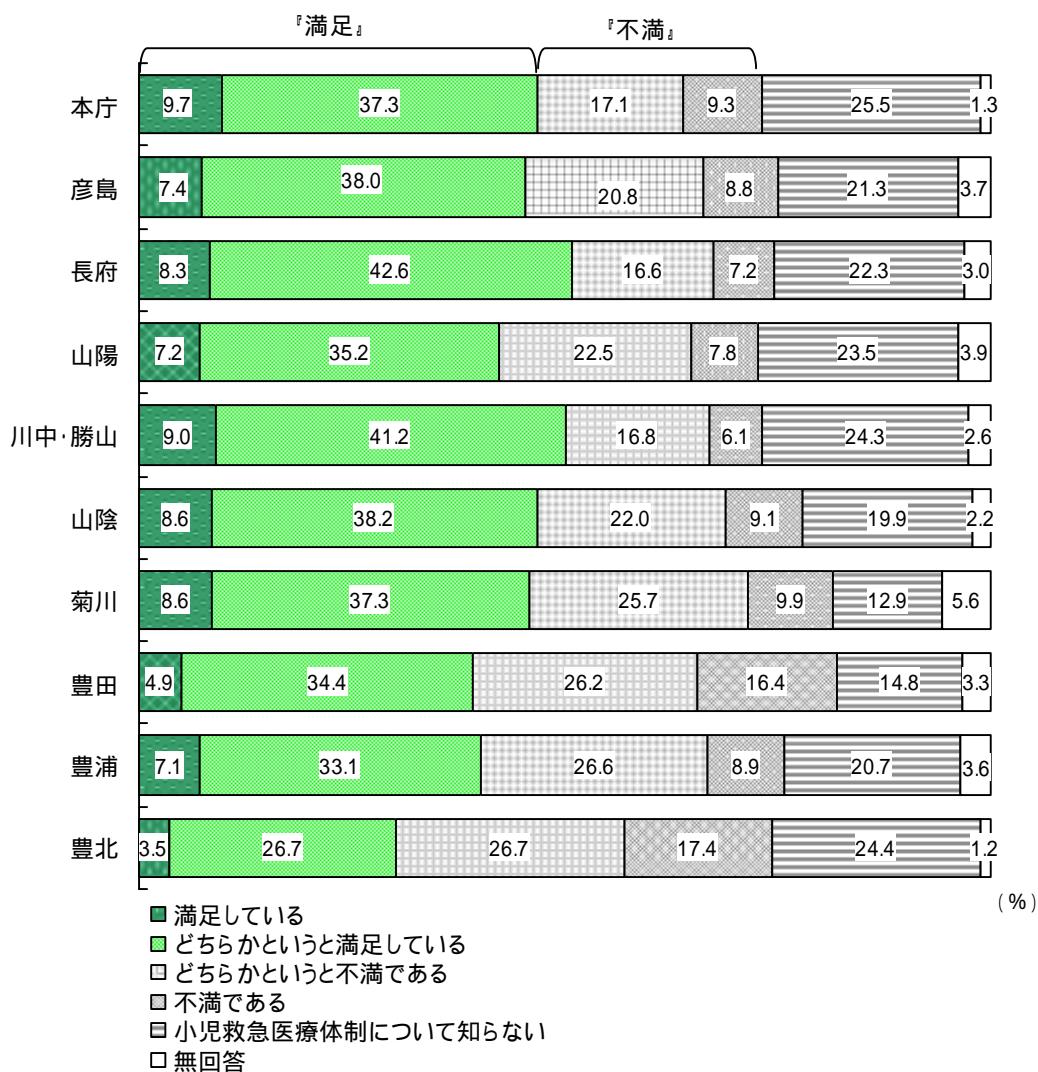


- 小児医療体制について、「満足」の割合は 46.7% であり、平成 20 年度調査と比較すると変化はみられません。また、「満足」の割合は、豊田地域、豊浦地域、豊北地域で低くなっています。

【小児救急医療体制への評価/平成 20 年度調査との比較】



【小児救急医療体制への評価/地域別】



- 子育てに関する悩みや気になることとして「子どもの健康や発育・発達に関するここと」は35.0%であり、上位となっています。(p 15)

【課題】

- 出産や子育てに関する情報の総合的な提供と、相談しやすい体制が重要です。
- 子育てに関する悩みや気になることとして「子どもの健康や発育・発達に関するここと」が上位となっていることから、継続的な子どもの発達、健康への支援と子育てに関する不安の軽減を図ることが重要です。

子どもの権利を守るための環境づくり

【取組及び現状】

- 気軽に相談できる地域の相談窓口として家庭児童相談室において、子どもを虐待しているのではと感じる保護者や、周囲の虐待に気づいた市民の相談に対応しました。相談件数は年々増加しており、児童虐待に対する市民の意識の高まりや相談しやすい環境の整備が進んできたためと考えられます。

【家庭児童相談室における相談状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談実件数	件	233	236	247	276

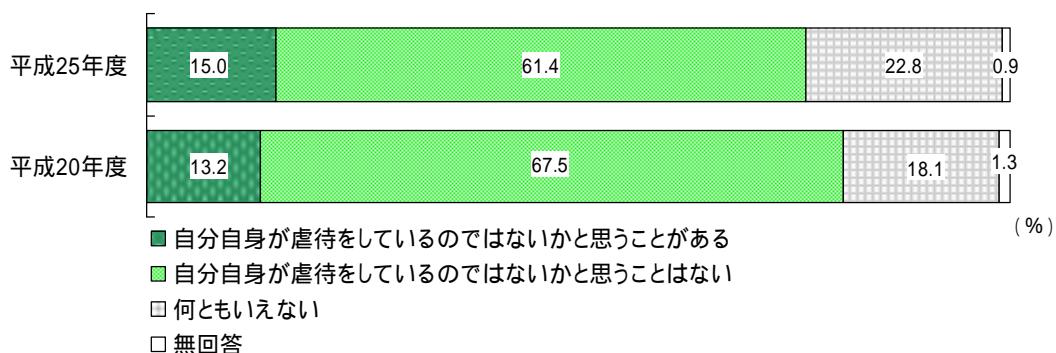
資料：こども保健課

- 児童虐待に関する正しい知識や児童虐待相談窓口などの周知を市報への掲載や要保護児童対策地域協議会を通じて、市民や関係者への啓発や連携の推進を図りました。
- 地域における要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関・団体等で構成する協議会を設置し、情報収集及び関係者への啓発を行いました。平成25年度より協議会にネットワーク部会を設け、更なる連携強化を推進しています。

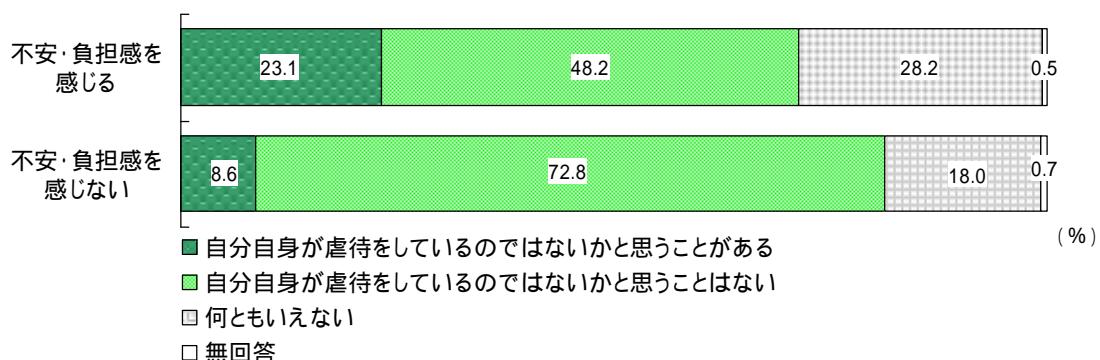
【アンケート結果】

- 「自分自身が虐待をしているのではないかと思うことがある」割合は 15.0% であり、平成 20 年度調査と比較して大きな変化はみられません。また、「思うことがある」割合は、子育てに関する不安・負担感がある家庭で 23.1% であり、ない家庭よりも 14.5 ポイント高くなっています。

【自分自身が虐待をしていると思うことがあるか/平成 20 年度調査との比較】

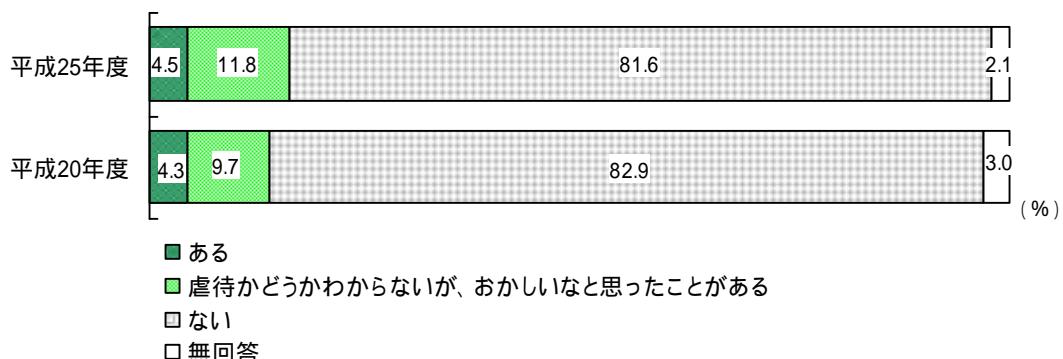


【自分自身が虐待をしていると思うことがあるか/不安・負担感の有無別】

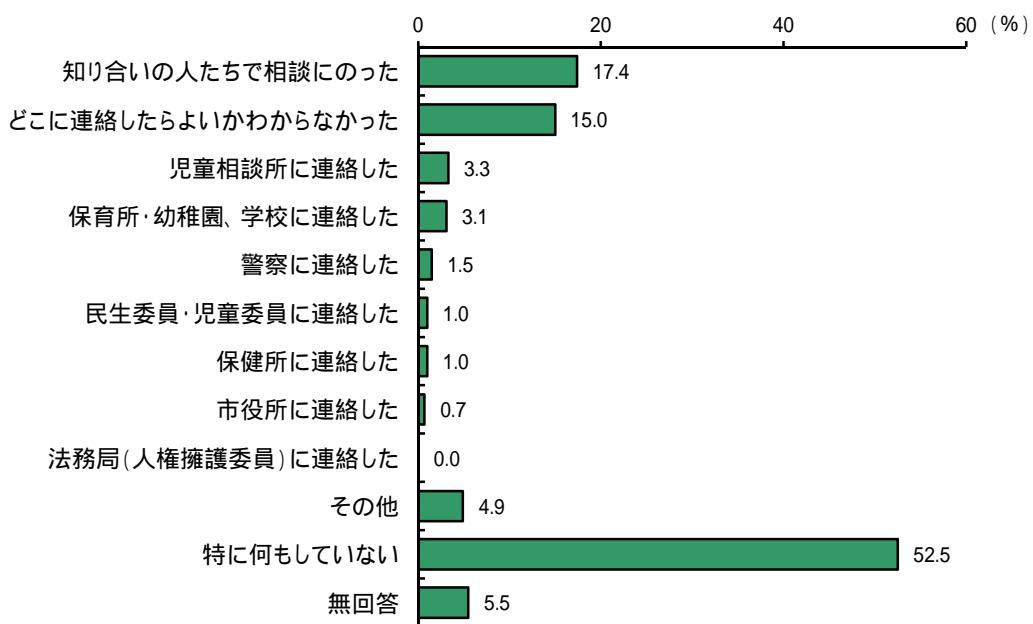


- 身近なところで子どもの虐待を見たり聞いたりしたことが「ある」割合は 4.5% であり、平成 20 年度調査と比較して変化はみられません。その対応としては、「特に何もしていない」との回答が 52.5%、「どこに連絡したらよいかわからなかつた」との回答が 15.0% となっています。

【身近なところで虐待を見たり、聞いたりしたことがあるか/平成 20 年度調査との比較】



【虐待を見たり、聞いたりした際の対応】



【課題】

- アンケート結果によると、自分自身が虐待をしているのではないかと思うことがある保護者や、虐待を見たり聞いたりしたことがある保護者の割合は低下していません。しかし、児童虐待に対する市民の意識の高まりや相談しやすい環境の整備により、虐待に関する相談件数は増加していることから、今後も取組の充実を図ることが重要です。

あらゆる状況にある子どもへの支援

【取組及び現状】

- ひとり親家庭の生活基盤の安定や社会的・経済的自立の支援のため、医療費の助成や児童扶養手当の支給など経済的支援を行うとともに、自立支援給付金の支給や就労相談の実施など就労に関する支援を行いました。
- 母子自立支援員による、ひとり親家庭に対する相談の充実を図りました。

【児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の状況（受給者数）】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児童扶養手当	件	3,027	3,026	3,007	2,926
ひとり親家庭等医療費助成	件	5,633	5,717	5,480	5,182

資料：こども家庭課

- 「下関市障害者基本計画」に基づき、障害のある子どもやその家庭に対する療育支援、在宅における生活支援、相談事業等の充実を図りました。

【障害のある児童の状況】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
18歳未満の身体障害者手帳所持者	人	252	237	234	234
18歳未満の療育手帳所持者	人	374	385	402	432

資料：障害者支援課

- 障害児の総合療育の向上を図るため、心身に障害のある乳幼児または将来障害が予測される乳幼児について、療育相談会を実施するとともに、処遇について検討し、適切な助言・指導を行いました。
- 発達支援室を設置し、相談及び療育指導を行いました。

【療育相談会の実施状況】

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	後期計画 目標値
実施回数	回	16	13	15	15	継続実施

資料：こども保健課

- 障害に関する相談を実施しました。相談者数は年々増加しており、発達障害のある子どもの相談も増加しています。

【障害に関する相談の実施状況】

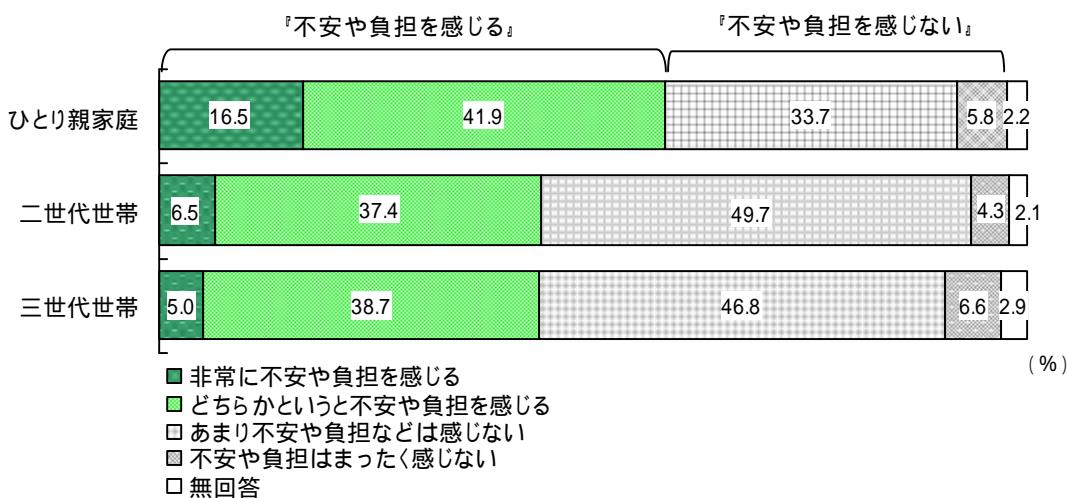
区分		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
相談者数	人	718	1,131	1,172	1,458	1,392	4,462
発達障害(再掲)	人	340	472	585	788	807	2,658

資料：こども育成課

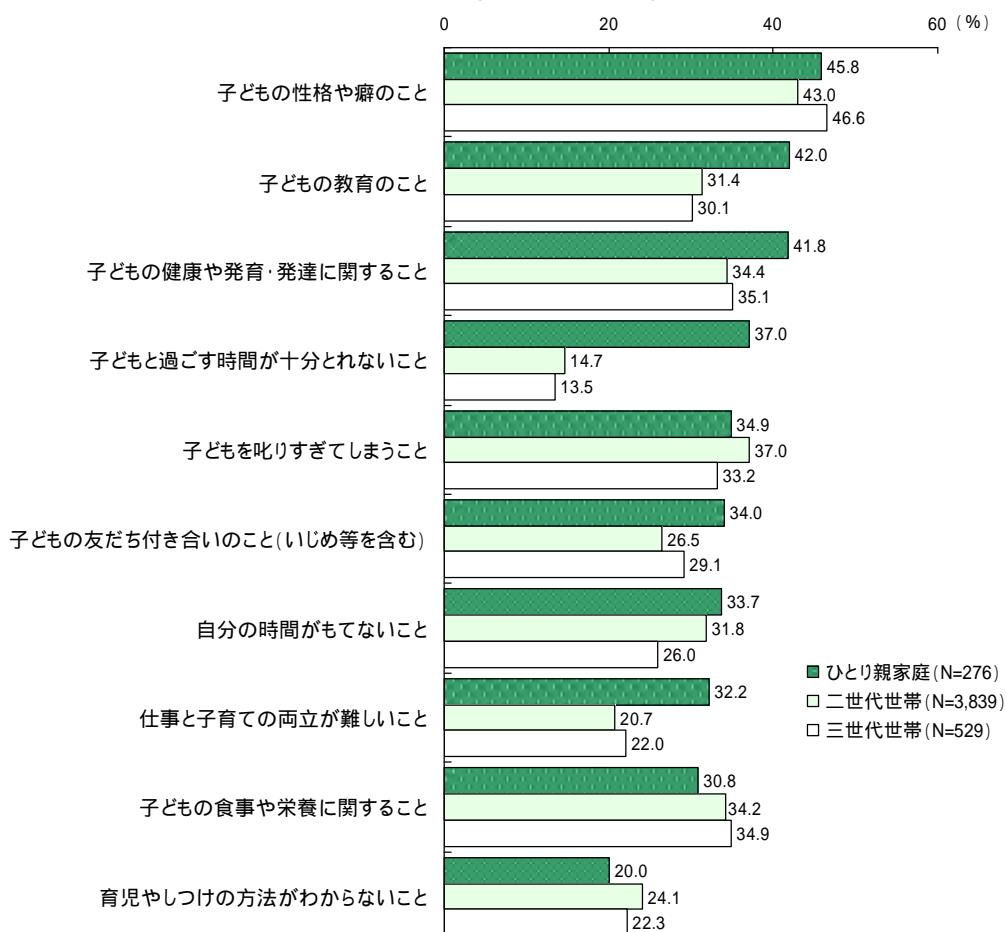
【アンケート結果】

- ひとり親家庭で、子育てに不安や負担を感じる割合が高くなっています。悩みとして「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」、「仕事と子育ての両立が難しいこと」との回答が、他の世帯よりも高くなっています。

【子育てに関する不安・負担感の有無/世帯構成別】



【子育てに関する悩み（上位 10 項目）/世帯構成別】



- ひとり親家庭で、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」割合が10.3%となっており、他の世帯よりも高くなっています。

【相談相手・場所の有無/世帯構成別】



- 障害のある子どもの保育・教育について、保育園、幼稚園ともに積極的に受け入れる体制や、多様な形態の保育を希望する意見があがっています。
- 障害のある子どもへの医療対応について、専門機関の充実を希望する意見があがっています。

【課題】

- ひとり親家庭は増加しており、子育てに不安や負担を感じる割合が高くなっていることから、子育て支援など生活面の困難な状況を支援するとともに、経済的な自立を促進する取組が重要です。
- 子どもの障害や発達について不安や、障害のある子どもの日常的な生活や保育などについての要望が多くあがっています。障害がある子どもが健やかに成長するために、生活支援や療育、相談などの総合的な支援が重要です。

子育て家庭等への経済的支援

【取組及び現状】

- 中学校修了前まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している家庭に、児童手当を支給しています。支給月額は、3歳未満は一律15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円ですが、所得制限限度額以上の場合は年齢に関係なく一律5,000円を支給しました。
- 義務教育就学前児童の医療費の自己負担分を助成しました。
- 幼稚園や保育園の保育料や教育費の助成や減免などを実施しました。

【児童手当・乳幼児医療費助成の状況（受給者数）】

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童手当	件	19,247	18,035	17,751	17,371
乳幼児医療費助成	件	10,572	10,553	10,469	10,073

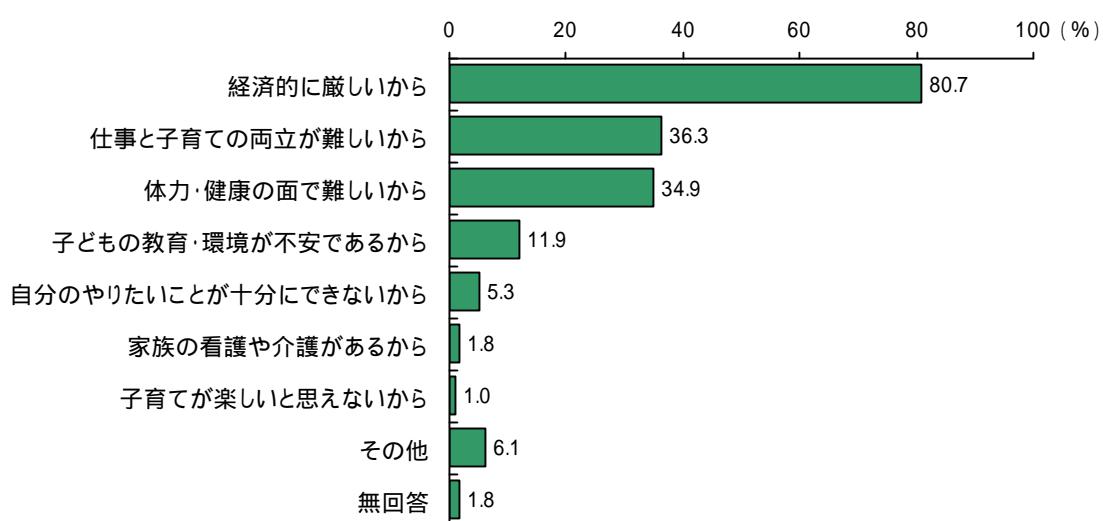
児童手当は、平成22年度、23年度はこども手当

資料：こども家庭課

【アンケート結果】

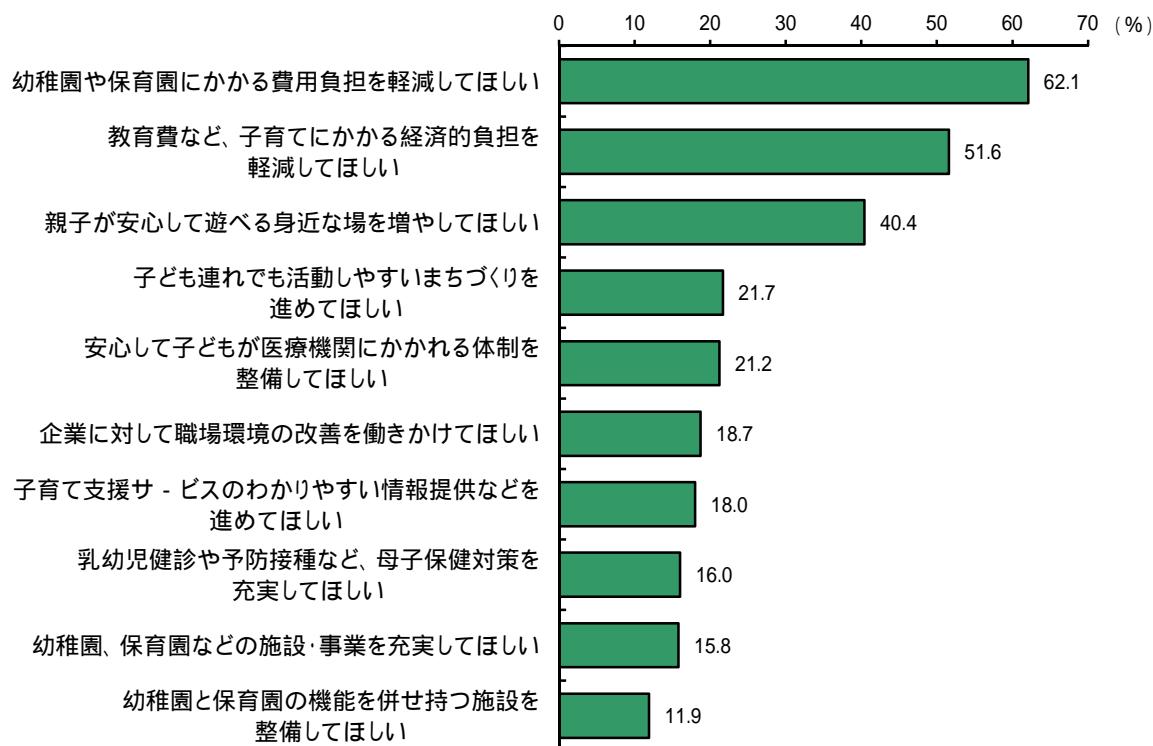
- 理想の子どもの数より、現実の子どもの数が少ない理由として、「経済的に厳しいから」との回答が約8割となっています。

【現実の子どもの人数が理想の人数よりも少ない理由】



- 市へ充実を望む子育て支援として、「幼稚園や保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」、「教育費など、子育てにかかる経済的負担を軽減してほしい」との経済的な要望が上位となっています。

【市へ充実を望む子育て支援】



【課題】

- 子育てに必要な費用を負担に感じる家庭が多くなっており、子育てにかかる経済的支援のニーズは高くなっています。国の動向を踏まえ、経済的支援施策の充実を図ることが重要です。

3 「子育てと仕事の両立を応援する環境づくり」について

保育サービス等の充実

【取組及び現状】

- 平成 26 年度の認可保育園数は 56 か所、4 月 1 日現在の入所児童数は 5,007 人であり、入所児童数は、0 ~ 2 歳では 1,600 人台、3 ~ 5 歳では 3,300 人台から 3,400 人台を推移しています。
- 平成 26 年 3 月 1 日時点の待機児童数は 49 人です。
- 0 歳児の年度末の入所児童数は、年度当初と比較して約 300 人増加しており、待機児童の大半が 0 歳児となっています。

【認可保育園の状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置箇所数	か所	56	56	56	56	56
入所児童数	人	4,983	5,018	5,075	5,021	5,007
0 ~ 2 歳	人	1,601	1,654	1,618	1,637	1,639
3 ~ 5 歳	人	3,382	3,364	3,457	3,384	3,368

(各年度 4 月 1 日現在)

資料：こども育成課

- 保育サービスへの多様なニーズに対応し、さまざまな形態の保育事業を実施しましたが、延長保育、ホリデイ保育、特定保育、一時預かりは目標値を下回っています。

【通常保育以外の保育サービスの実施状況】

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	後期計画目標値
延長保育	か所	33	35	35	36	37
夜間保育	か所	0	0	0	0	検討
ショート・トワイライト ステイ事業	か所	2	2	2	2	2
特定保育	か所	3	2	2	2	4
ホリデイ保育	か所	3	3	3	3	8
病児・病後児保育	か所	3	3	3	4	4
一時預かり	利用者延人数	6,528	7,429	7,418	8,406	9,360

資料：こども育成課

- 保育指導者の育成や職員の研修費補助、放課後児童クラブの指導員の研修を実施し、保育サービスの質の向上を図りました。
- 放課後児童クラブは、平成24年度に新たに1か所設置して47クラブとなっていますが、目標値を下回っています。

【放課後児童クラブの実施状況】

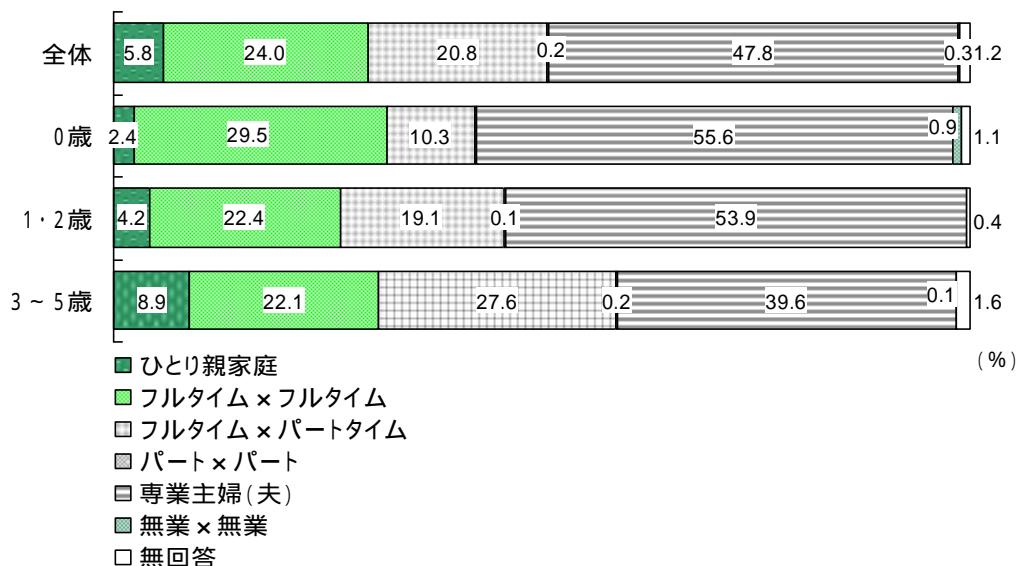
区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	後期計画目標値
実施箇所数	クラブ	46	46	47	47	47	49
在籍児童数	人	1,839	1,759	1,688	1,719	1,791	-

資料：こども家庭課

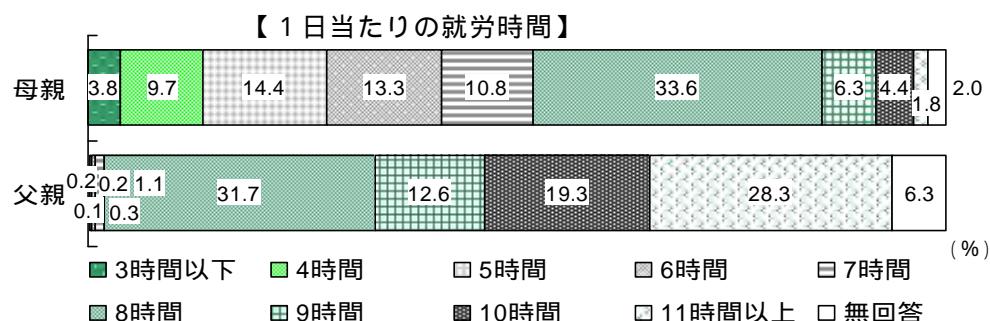
【アンケート結果】

- ひとり親家庭、両親ともに就労している割合は約5割であり、0歳児でも約4割となっています。

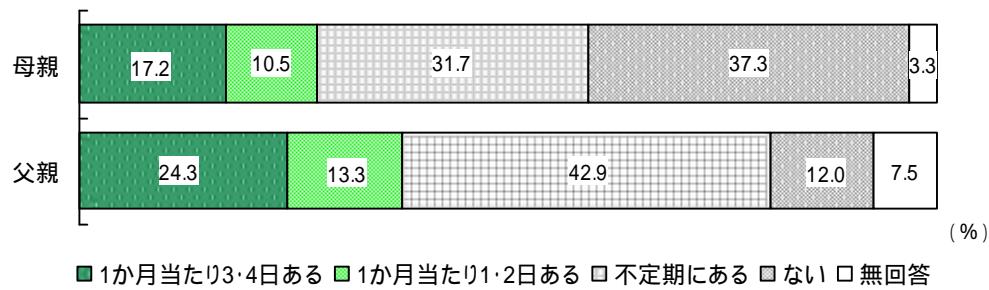
【両親の就労状況による家庭類型/年齢区分別】



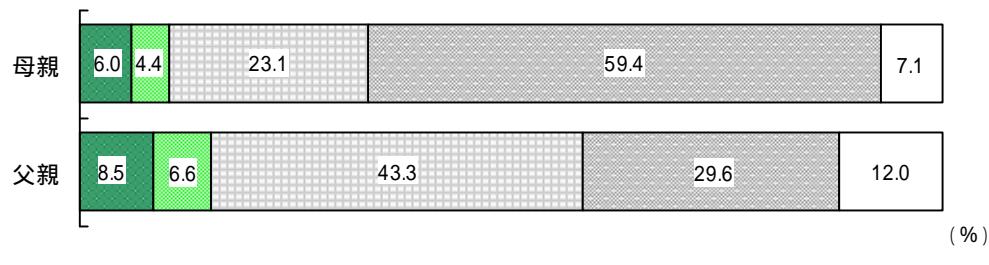
- 1日当たりの就労時間が長いケース、夜間に勤務するケース、土曜日、日曜日に勤務があるケースなど、保護者の働き方が多様化しています。



【土曜日の就労状況】



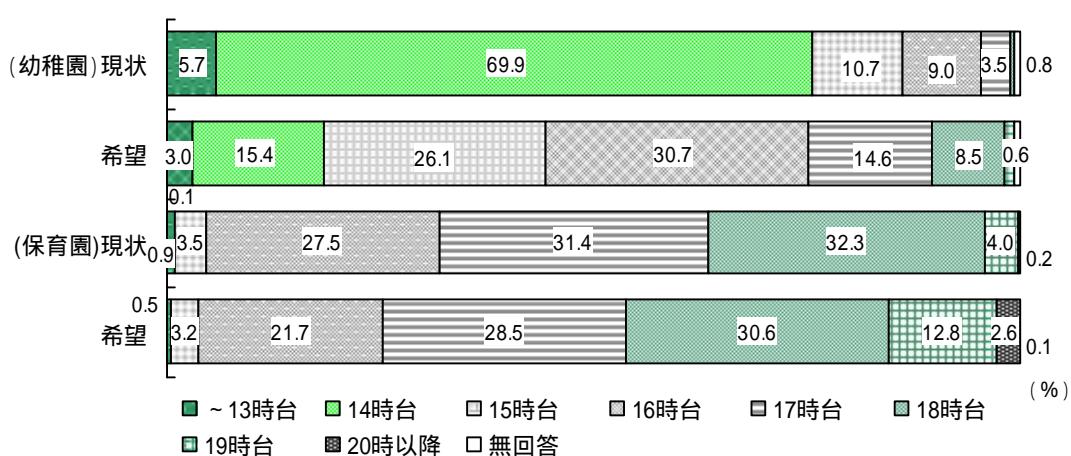
【日・祝日の就労状況】



- 幼稚園や保育園の利用時間について、現在の利用終了時間よりも遅い時間を希望する回答が多くあります。

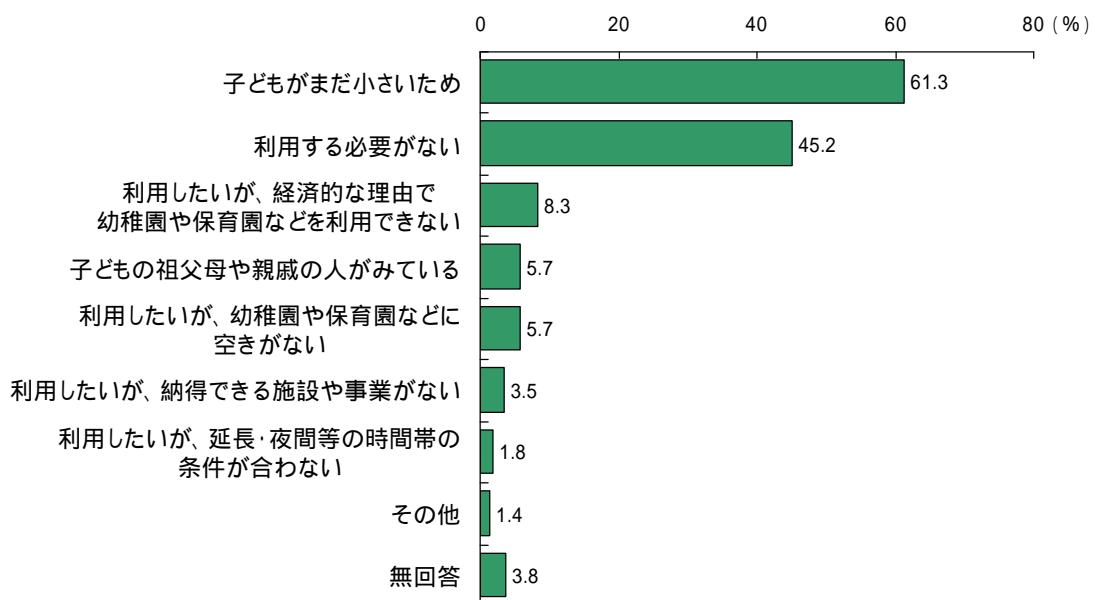
【利用終了時間】

(幼稚園・保育園)



- 幼稚園や保育園を利用していない理由として、「利用したいが、経済的な理由で幼稚園や保育園などを利用できない」、「利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない」との、利用したい意向があるが利用できていない回答もあがっています。

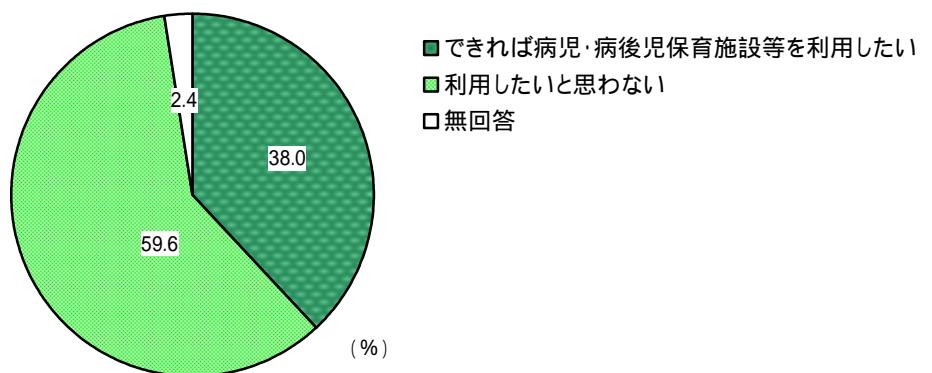
【事業を利用していない理由】



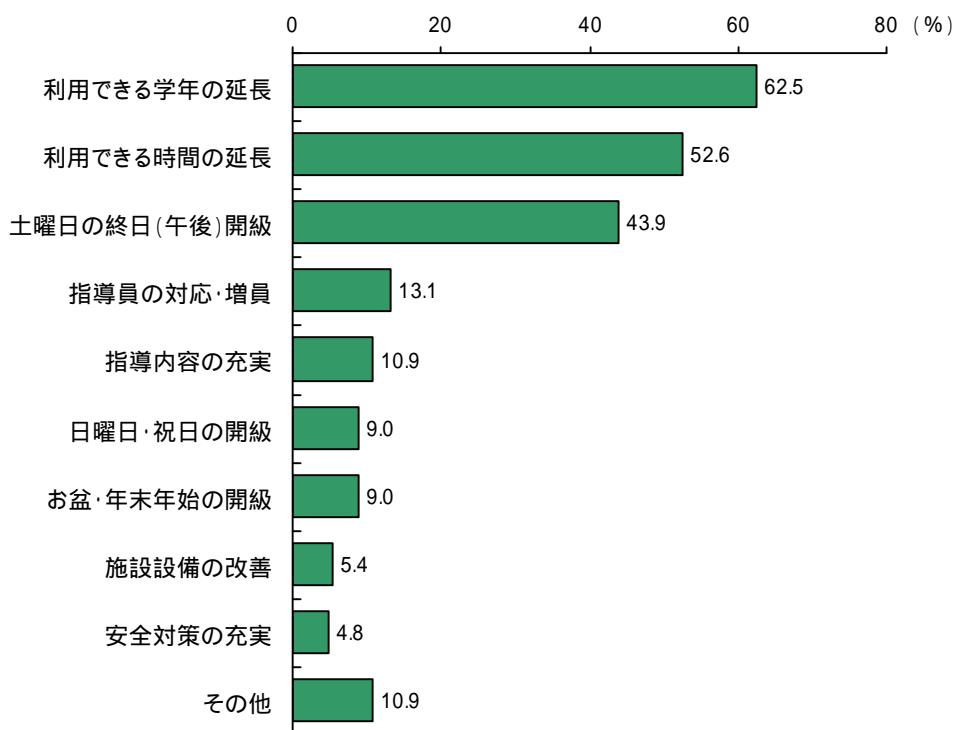
- 子どもが病気などで保育園等を利用できない際に、母親、父親が休んで対応した経験がある家庭で約4割が病児・病後児のための保育施設を利用したいと回答しています。

【子どもが病気の際の病児・病後児保育施設等の利用希望】

(子どもが病気の際に母親・父親が仕事を休んだ経験がある世帯)



【放課後児童クラブへの要望/放課後児童クラブの在籍児童】



【課題】

- 両親ともに就労する割合は高くなっています、その就労形態は多様化しています。子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービス、放課後児童クラブの充実を図る必要があります。

仕事と生活の調和の実現

【取組及び現状】

- 育児と家族の介護を行う労働者が仕事と家庭生活を両立できるよう支援するため、男女労働者セミナーを開催するなど、各種制度の普及啓発を図りました。
- 仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境等の整備を図るため、事業主等に対し、制度の普及啓発、子育て家庭を理解して見守る職場環境づくりなどについて普及啓発を図りました。

【男女労働者セミナーの実施状況】

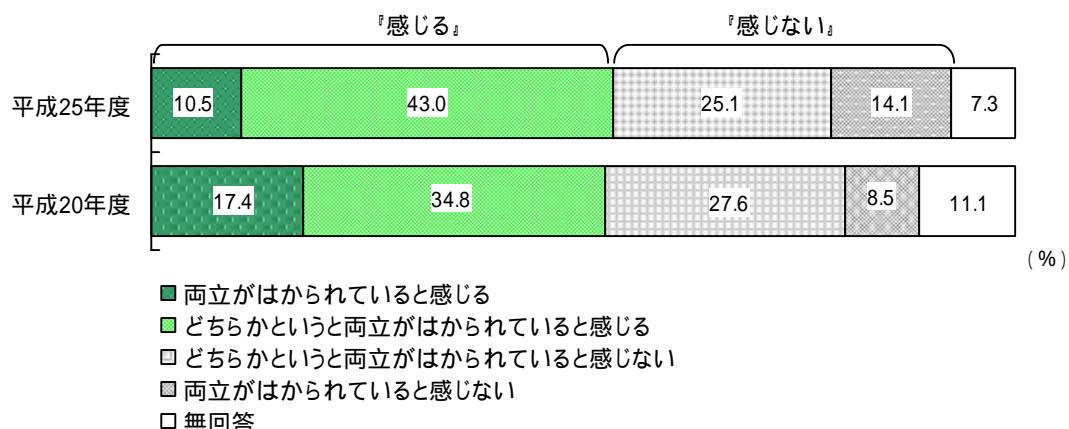
区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	回	1	1	1	1
参加者延人数	人	120	100	100	100

資料：産業立地・就業支援課

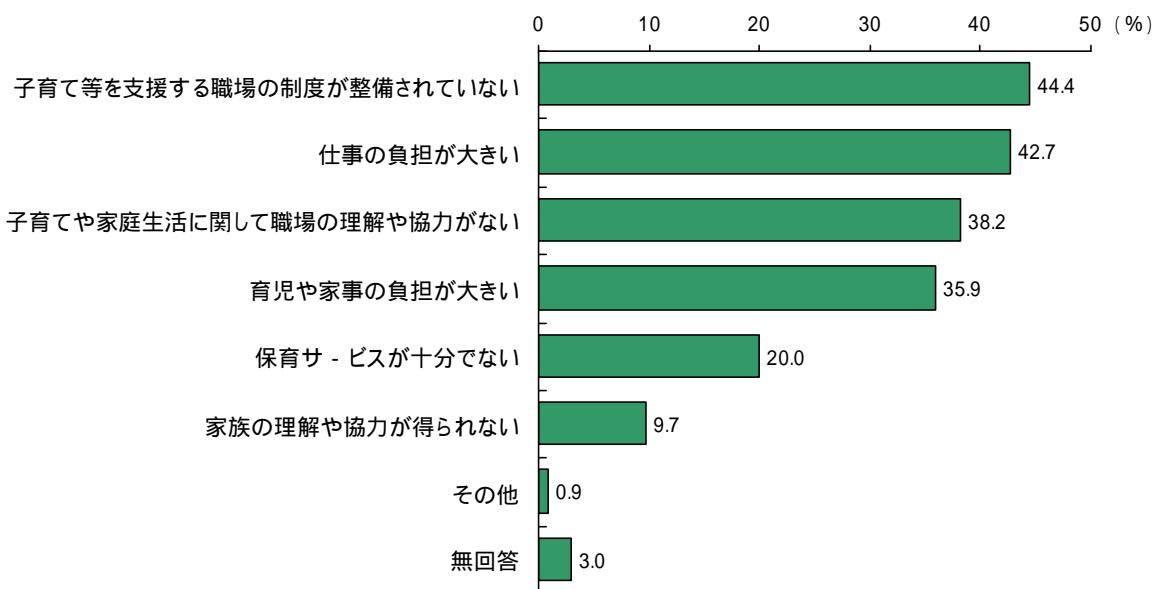
【アンケート結果】

- 仕事と子育ての両立がはかられていると『感じる』割合は 53.5% となっており、平成 20 年度調査と比較すると変化はみられません。また、両立がはかられていないと感じる理由として、「子育て等を支援する職場の制度が整備されていない」、「仕事の負担が大きい」が上位となっています。

【仕事と子育ての両立がはかられていると感じるか/平成 20 年度調査との比較】

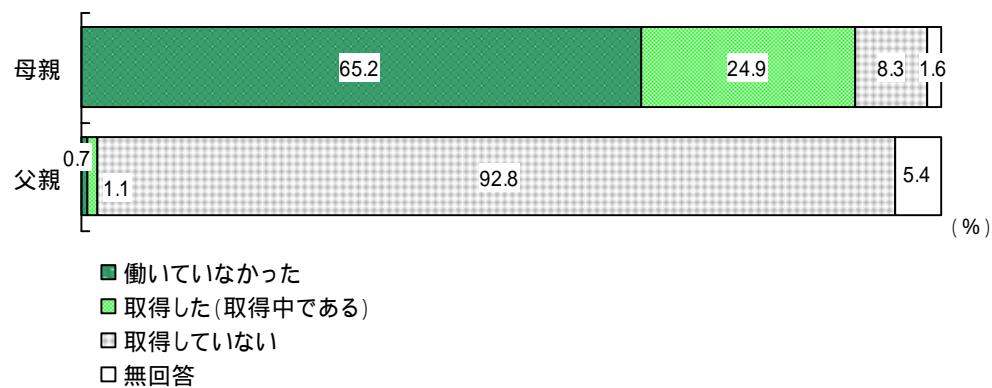


【仕事と子育ての両立がはかられていないと感じる理由】



- 子どもが生まれた際に育児休業の取得した経験がある割合は、母親が 24.9%、父親が 1.1% となっており、平成 20 年度調査と比較すると、母親、父親ともに上昇しています。

【育児休業の取得状況】



【課題】

- 子育て中の家庭においても、仕事優先の状況や職場の支援体制が不十分な状況があがっているため、事業所等の積極的な取組への働きかけとともに、保護者自身の働き方を見直すための啓発が重要です。

4 「安心して生活できる環境づくり」について

子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

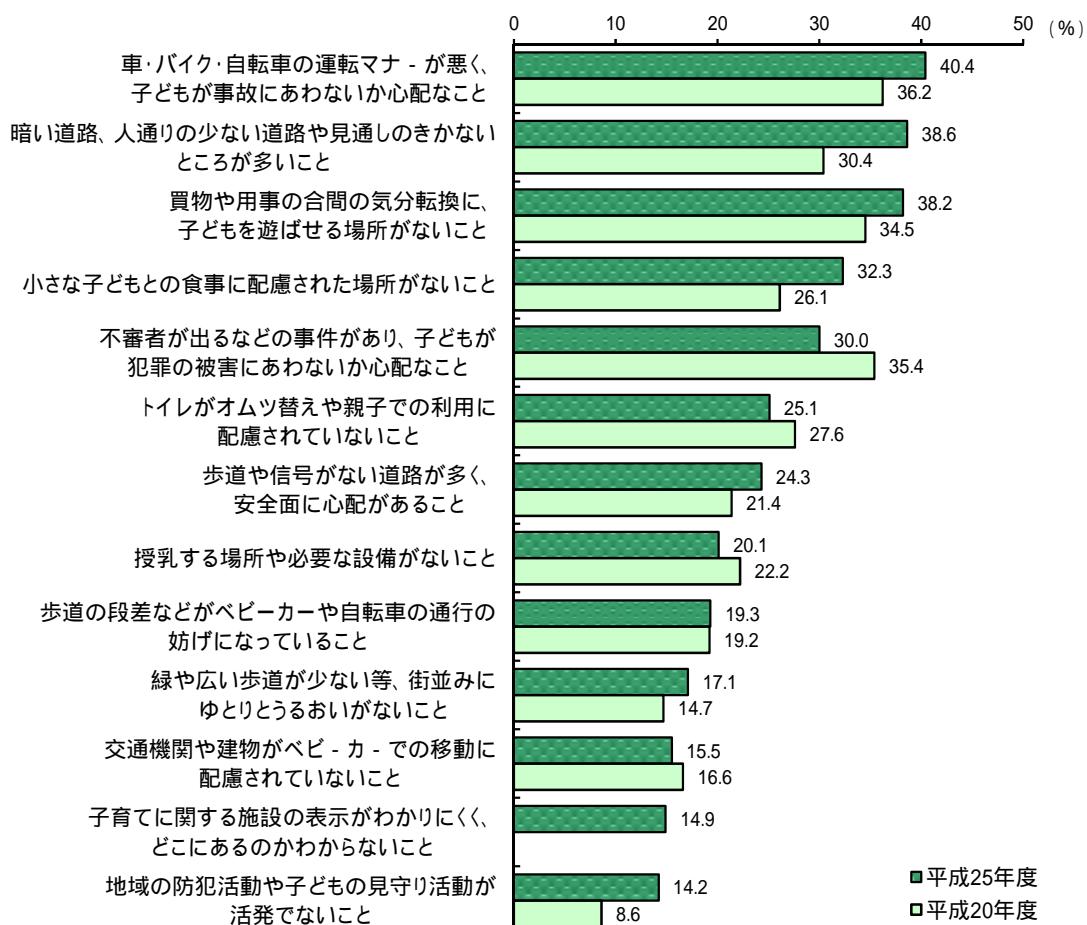
【取組及び現状】

- 建て替えを主とした公営住宅の整備を推進しました。
- 市営住宅の募集において、子育て世帯に対する優遇措置を行いました。
- 子育て世帯に配慮した良質なファミリー向けの公営住宅の供給を行いました。
- 既存の公園の改修、街区公園の新設など、身近な公園の充実を図るとともに、自然や歴史など地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進しました。
- 児童館において、遊びを通して子どもの成長を支援したり、保護者の仲間づくりや子育てに関する相談の対応などを行うとともに、母親や子育て支援者の活動の拠点としての役割を担いました。

【アンケート結果】

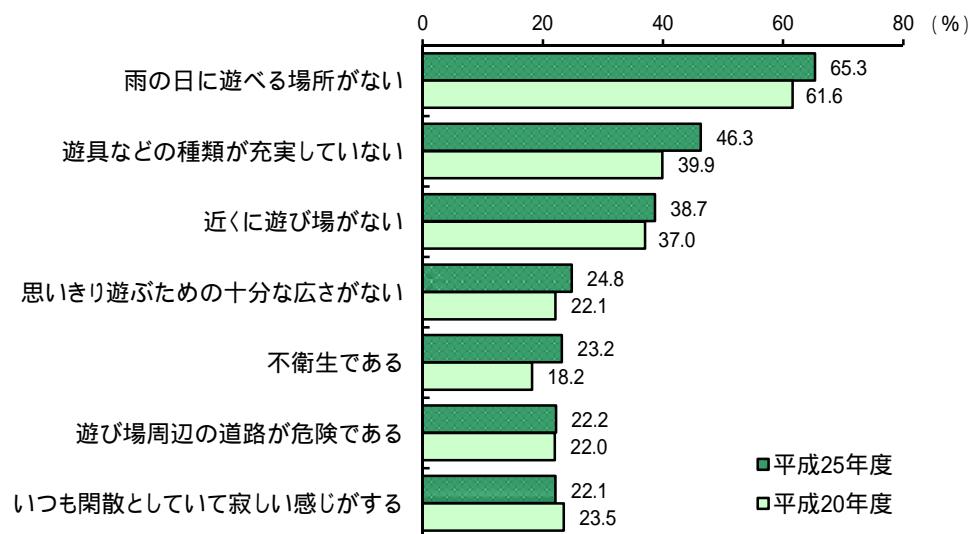
- 地域の環境において気になることとして、『小さい子ども連れの家庭への配慮』に関わる項目を回答した割合は 69.3% であり、「買物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が上位となっています。

【地域の環境において気になること（上位 13 項目）/平成 20 年度調査との比較】



- 地域の遊び場について感じることとして、「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具などの種類が充実していない」、「近くに遊び場がない」が上位となっており、平成20年度調査と比較すると、上位の「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具などの種類が充実していない」と回答する割合は上昇しています。

【地域の環境において気になること（上位7項目）/平成20年度調査との比較】



- 市へ特に充実を期待する子育て支援について、「親子が安心して遊べる身近な場を増やしてほしい」との回答が高くなっています。（p40）

【課題】

- 子育て家庭が生活する地域の環境について、様々な施設などが利用しにくいや遊び場への不満をあげる家庭が多くなっているため、今後も子育て家庭に配慮した地域の環境整備が重要です。

子どもが安心して生活できる環境づくり

【取組及び現状】

- 地域住民や子どもの保護者、子どもを対象とした交通安全教室や自転車教室を実施しています。また、乳幼児の事故防止に関する啓発を行っています。
- 保育園、幼稚園、学校を通して防犯に関する学習・訓練を行うとともに、地域による子どもの見守り活動を推進しました。
- 不審者情報などの保護者や地域への情報提供を行いました。

【アンケート結果】

- 地域の環境において気になることとして、「車・バイク・自転車の運転マナーが悪く、子どもが事故にあわないか心配なこと」、「暗い道路、人通りの少ない道路や見通しのきかないところが多いこと」、「不審者がいるなどの事件があり、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」、「歩道や信号がない道路が多く、安全面に心配があること」など子どもの安全に不安がある回答は高くなっています。『子どもの安全』に関わる項目を回答した割合は 74.4% の上り、平成 20 年度調査よりも上昇しています。また、「暗い道路、人通りの少ない道路や見通しのきかないところが多いこと」の回答は平成 20 年度調査と比較すると 8.2 ポイント上昇しています。

【課題】

- 子どもが遊び、行動する地域の環境の安全に不安をもつ家庭が多くなっているため、子どもが安全に過ごせる地域環境の整備を進めるとともに、子ども自身が身を守る知識の普及啓発や家庭や地域が一体となって子どもを見守る体制づくりやが重要です。

5 目標事業量及び成果指標の達成状況

(1) 目標事業量の達成状況

基本目標	取り組み内容	指標	計画策定期実績値	平成 26 年度目標値	平成 26 年度直近実績値	達成状況
	両親学級	実施回数	8 回	継続実施	8 回	達成
	家庭教育学級	参加者数	4,456 人	増加	3,793 人	未達成
	スクールカウンセラーの配置	配置率(中学校)	100%	継続実施	100%	達成
	放課後子ども教室推進事業	教室数	24 教室	30 教室	24 教室	未達成
	地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	15 か所	18 か所	15 か所	未達成
	一時預かり事業	利用者数	8,672 人	9,360 人	8,406 人	未達成
	ファミリーサポートセンター事業	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	達成
	母親学級	実施回数	30 回	継続実施	20 回	内容充実により達成
	育児学級	実施回数	28 回	継続実施	30 回	達成
	乳幼児健康診査の充実	受診率	3 か月児 7 か月児 1歳6か月児 3歳児	99.3% 96.8% 94.3% 86.4%	向上	99.6% 97.9% 99.1% 93.4%
		訪問率	78%	100%	87.6%	未達成
	通常保育(3歳以上児)	定員数	3,388 人	3,221 人	3,368 人	達成
	通常保育(3歳未満児)	定員数	1,742 人	1,830 人	1,639 人	未達成
	延長保育	実施箇所数	33 か所	37 か所	36 か所	未達成
	夜間保育	実施箇所数	0	検討	0	未達成
	トワイライトステイ事業	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	達成
	特定保育	実施箇所数	3 か所	4 か所	2 か所	未達成
	ホリデイ保育	実施箇所数	3 か所	8 か所	3 か所	未達成
	ショートステイ事業	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	達成
	病児・病後児保育	実施箇所数	3 か所	4 か所	4 か所	達成
	障害児保育	実施箇所数	全園受け入れ	全園受け入れ	全園受け入れ	達成
	放課後児童クラブ事業	実施クラブ数	46 クラブ	49 クラブ	47 クラブ	未達成
	児童館の整備	実施箇所数	4 か所	5 か所	4 か所	未達成

(2) 成果指標の達成状況

分野	内容	現状値	平成25年度直近実績値	目標値・改善の方向 (平成26年度)	達成状況	
計画全体	子育てに関する不安や負担を感じる割合	ニーズ調査	就学前児童 42.8%	44.5%	↖	
			小学校児童 46.7%	-	-	
	合計特殊出生率	保健所総務課	1.30	1.37	1.40	未達成
基本目標	早寝早起きをしている割合(3歳児)	「ふくふく健康21」意識調査	7時に起きる 52.1%	63.7%	60%	達成
			9時に寝る 52.1%	38.4%	(平成22年度)	未達成
	学校が楽しいと思う割合	小・中・高校生の生活実態及び意識調査	小学生 90.4%	94.4%	↗	達成
			中学生 88.5%	90.9%		達成
			高校生 83.1%	87.1%		達成
基本目標	「子どもが自然・社会・文化などのいろいろな体験ができる地域」と感じる割合	ニーズ調査	小学校児童 50.2%	-	↗	-
	「携帯電話のメールや掲示板などで悪口を書かれるなど、嫌な経験をしたこと」がある割合	小・中・高校生の生活実態及び意識調査	小学生 4.4%	3.8%	↘	達成
			中学生 5.2%	2.4%		達成
			高校生 16.5%	18.1%		未達成
基本目標	「子育てが地域の人々や社会全体に支えられている」と感じる割合	ニーズ調査	就学前児童 47.0%	47.5%	↗	達成
	「妊娠婦相談・育児相談・電話相談」を知っている割合	ニーズ調査	小学校児童 54.8%	-		-
			就学前児童 85.7%	84.9%	↗	未達成
基本目標	出産時の支援に満足している割合	ニーズ調査	就学前児童 75.5%	79.2%	↗	達成
	小児救急医療体制に満足している割合	ニーズ調査	就学前児童 47.5%	46.7%	↗	未達成
			小学校児童 47.3%	-		-
	食事の手伝いをする子どもの割合	「下関ぶちうま食育プラン」意識調査	69.7%	76.3%	90% (平成24年度)	達成
基本目標	自分自身が子どもを虐待しているのではないかと思う割合	ニーズ調査	就学前児童 13.2%	15.0%	↘	未達成
			小学校児童 13.2%	-		-
	認可保育所の待機児童数	こども育成課	0	0	0	達成
基本目標	就学前児童保護者が育児休業を取得した割合	ニーズ調査	母親 40.0%	75.1%	↗	達成
			父親 0.6%	1.2%		達成
	父親が家事・育児へ参加している割合	ニーズ調査	就学前児童 76.7%	81.2%	↗	達成
基本目標	「仕事と家庭の両立が図られている」と感じる割合	ニーズ調査	就学前児童 52.2%	53.5%	↗	達成
			小学校児童 55.1%	-		-
	近くの遊び場について感じること(気になる点)を回答した割合	ニーズ調査	就学前児童 91.1%	91.4%	↘	未達成
			小学校児童 91.8%	-		-
基本目標	地域の環境について気になることとして「子どもの安全」に関わる項目を回答した割合	ニーズ調査	就学前児童 69.4%	74.4%	↘	未達成
			小学校児童 85.9%	-		-
	地域の環境について気になることとして「小さな子ども連れの家庭への配慮」に関わる項目を回答した割合	ニーズ調査	就学前児童 61.9%	69.3%	↘	未達成

注)「就学前児童」及び「小学校児童」は保護者を対象としたニーズ調査によるもの

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子化の急速な進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、子育てや子どもを取り巻く社会の環境は大きく変化しており、多くの子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を感じていること、家庭や地域の養育力が低下していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどが問題となっています。

すべての子どもたちの最善の利益が実現されることを基本とし、親や地域のみんなが子どもの成長を通して喜びを感じる中で、ともに学び、成長することにより、次代の下関市を担う子どもたちの健やかな成長を支えるまちを目指します。

ともに支え合い ともに学び成長し
みんなの笑顔があふれるまち 下関

2 計画の視点

基本理念の下に、以下の3つの基本的視点に基づいて施策を推進します。

(1) 子どもの最善の利益を実現します

すべての子どもは、いかなる差別もなく、生命と権利を尊重され、家庭環境の下で愛情を受け、笑顔で幸せに成長する権利があります。

子育てを支援するにあたっては、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況などの事情による社会的な支援の必要性が高い子どもとその家族も含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもの視点に立った取組を進め、子どもの最善の利益を実現します。

(2) 家庭における子育てを基本とします

親やその他の保護者は、子育てについての第一義的責任があり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要です。子どもは家族のふれあいを通じて、基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的な規範などを身に付けていきます。

保護者が子育てについての責任を果たすことができ、子育ての権利を享受することができるよう、自己を肯定しながら子どもと向き合える環境づくりや親の成長を支援するなど、家庭における子育てを基本とする取組を進めます。

(3) 地域みんなで子どもの成長を支えます

子どもは、その成長の基盤は家庭ですが、地域社会での様々な経験を通して社会的に成長します。

また、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、地域全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることにより、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが重要です。

地域の“みんな”が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの成長を喜びながら、それぞれの役割を果たし、子どもの育ちと子育てを支援します。

(4) 子ども・子育て支援を安定的に提供します

子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

幼児期は、知的・感情的な面、また人間関係の面においても急速に成長する時期であり、教育が極めて重要であることから、小学校教育との連携・接続についても十分に配慮し、教育・保育の総合的な提供を推進します。

また、妊娠・出産期から、学童期、青少年期も含め、子どものすべての発達段階に応じて、切れ目なく、地域における多様な子育て支援の提供を推進します。

3 計画の目指す姿

最終目標「ともに支え合い ともに学び成長し みんなの笑顔があふれるまち～下関」の達成にあたって、計画の目指すべき姿を設定しました。

子ども

いつも笑顔いっぱいに、健やかに成長します。
一人ひとりの命と権利が尊重されます。
家庭や地域のあたたかい愛情を受けます。
命を尊重する心、思いやりの心を持ちます。
さまざまなことを学び、生きる力をつけています。
夢と希望を持ち、その実現に取り組みます。
次代の親として、自立していきます。

家庭

笑顔と愛情があふれ、子どもが最も安心できる場です。
責任をもって子育てをします。
子どもの成長に喜びを感じ、親も成長します。
家族がお互いを尊重し、協力して子育てや家事を行います。
仕事、家庭生活、地域活動など、バランスがとれた生活を送ることができます。

地域

地域社会・関連団体・事業所・保育園・幼稚園・学校・行政

笑顔いっぱいの地域で、みんなが助け合います。
地域で協力して様々なことに取り組み、みんながつながります。
子どもの成長を支援します。
子育て家庭を支え、親の成長を支援します。
子どもが安心して、遊び、学び、成長できる地域をつくります。
子どもと親が心身とも健康に生活できる環境をつくります。
子どもが社会を生きぬく力を育みます。
子どもと子育て家庭がゆとりを持ち、生活しやすいまちをつくります。
仕事、家庭生活、地域生活など、バランスがとれた生活を送ることができる環境をつくります。

4 計画の基本目標

計画の基本理念、計画において大切にすべき視点、計画の目指す姿から、今後の取り組みを推進するため、5つの基本目標を設定します。

(1) 子どもの成長を支える環境づくり

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、それぞれに適した就学前教育・保育が提供できるよう、量の拡充とともに、認定こども園の普及や施設の改善、保育園、幼稚園、小学校の連携強化など質的向上を図ります。

また、障害などのある子どもへ適切な援助、訓練ができるよう受入枠の拡大と内容の充実を図ります。

施策目標

就学前の教育・保育の総合的な提供

障害がある子どもへの適切な支援

(2) すべての子育て家庭を支える環境づくり

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障害がある子どもを養育している家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。

また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一体となった子育て支援体制づくりを進めます。

施策目標

子育て家庭への支援

地域で子育てを支える環境づくり

子どもの権利を守るために環境づくり

ひとり親家庭への支援

健やかに育つ環境づくり

(3) みんなが育つ環境づくり

子どもの成長には、愛情があふれるあたたかい家庭とともに、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要です。

また、親や家族、地域も子どもの成長に喜びを感じ、子どもとともに成長することが重要です。

次代の下関市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

施策目標

子ども一人ひとりの生きる力の育成

子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

(4) 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

男女ともに仕事と生活のバランスよく両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を社会全体の運動として推進していく必要があります。

働きながら子育てをする家庭を支援するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した職場環境整備を促進するための事業所への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについての個人、事業主、地域への周知を図ります。

施策目標

保育サービス等の充実

仕事と生活の調和の実現

(5) 安心して生活できる環境づくり

子どもと子育て家庭が安心し、快適に生活できる環境整備が求められています。

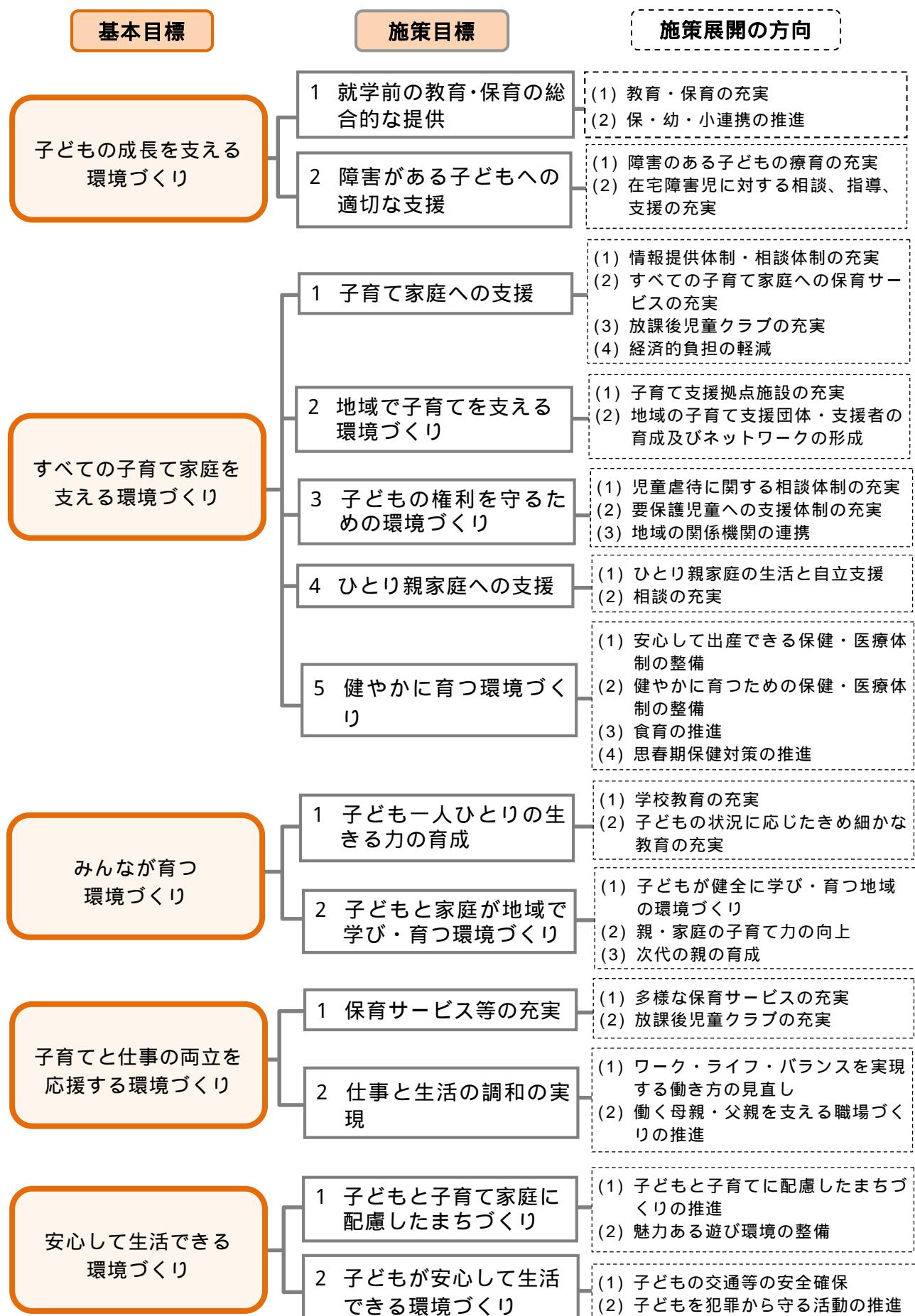
子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となった事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

施策目標

子どもと家庭に配慮したまちづくり

子どもが安心して生活できる環境づくり

5 計画の体系



第5章 量の見込みと確保方策

* 別添資料部分を掲載

第6章 計画の取組

基本目標 子どもの成長を支える環境づくり

施策目標1 就学前の教育・保育の総合的な提供

施策展開の方向1 教育・保育の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。

施策	内容
教育・保育の提供体制の充実	施設型給付により、保育園、幼稚園、認定こども園の充実を図ります。
幼児期の教育の充実	幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質的向上を図るため、幼稚園教諭、保育士などの専門性を高めます。
就学前教育・保育環境の充実	潜在する需要を含めた地域の保育需要を考慮し、バランスのとれた就学前教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。
認定こども園の普及	幼児期の教育・保育を総合的に提供する、認定こども園を普及します。
サービスの質の向上	保育士等の知識・技術や施設運営の質を高める研修を行うとともに、保育サービス評価等の導入・実施に取り組みます。

施策展開の方向2 保・幼・小連携の推進

幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保・幼・小連携の体制を整備します。

施策	内容
就学前教育と小学校教育の連携の推進	保育園、認定こども園、幼稚園などの就学前教育施設と小学校との円滑な連携を図ります。
保育園と幼稚園の連携強化	保育園と幼稚園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育の充実を図ります。

施策目標 2 障害がある子どもへの適切な支援

施策展開の方向 1 障害のある子どもの療育の充実

障害のある子どもの社会的な自立を促進するため、年齢や障害などに応じた専門的な療育を提供します。

施策	内容
療育の充実	子どもの障害に応じた適切な支援を行えるよう、療育体制を整えます。

施策展開の方向 2 在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実

障害のある子どもなどに対する相談、指導、支援の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めます。

施策	内容
相談体制の充実	発達支援室や相談支援事業者、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。
早期発見・早期療育体制の充実	心身に障害がある乳幼児、または障害が予測される乳幼児の早期発見・早期療育を図るため、健康診査や相談体制の充実を図るとともに、適切な助言・指導を行います。
生活支援の充実	心身に障害がある子どもとその保護者を対象に、発達に応じて在宅での生活を支援するサービスを行うとともに、重度の心身障害児に対し手当の支給を行います。
教育支援体制の充実	早期からのや就学相談や情報提供を行うなど、一人ひとりの希望に応じた教育上必要な適切な支援を行います。
障害に対する理解の促進	発達障害を含む障害に関する理解の促進を図るため、情報の周知、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図ります。
障害児保育の推進	一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施します。

基本目標　すべての子育て家庭を支える環境づくり

施策目標 1 子育て家庭への支援

施策展開の方向 1 情報提供体制・相談体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ確実に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

施策	内容
情報提供体制の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法・媒体で情報を提供します。
相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう子育て支援センターや子ども家庭相談室、乳幼児相談等、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
一元的な子育て支援体制の確立	こども未来部により、市の子どもの育成と子育て支援に関する取組を一元的に提供していきます。
関連部局の連携	保健・福祉・教育等、庁内の関連部局が連携を図り、一体となった支援を進めます。

施策展開の方向 2 すべての子育て家庭への保育サービスの充実

保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

また、保護者のリフレッシュのための保育サービスや緊急時の際の保育サービスなど、すべての家庭が利用できる保育サービスの充実を図ります。

施策	内容
多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における預かり保育の充実を図ります。

施策	内容
すべての子育て家庭への保育サービスの充実	地域の人や子育て関係機関と連携し、病気や介護のために子どもの保育が困難になった場合や、リフレッシュを希望する場合の保育サービスの充実を図ります。
民間保育サービスの育成	民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努めます。

施策展開の方向 3 放課後児童クラブの充実

児童健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量的な拡充を図るとともに、放課後子ども教室など地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

施策	内容
放課後児童クラブの充実	放課後における小学校 低学年 児童の健全育成を図るため、高学年の利用ニーズを含めた地域の需要を考慮しながら量的な拡充に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。
指導内容の充実	指導内容を充実するとともに、研修の実施等により指導員の資質向上を図ります。

施策展開の方向 4 経済的負担の軽減

今後の国の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るために助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

施策	内容
就園・就学費の負担軽減	就園・就学に必要な費用を助成するとともに、資金の貸し付け等を行います。
養育に要する費用の負担軽減	国の動向を踏まえ、保育料や養育に要する費用等の負担軽減を図るとともに、各種制度の周知を図ります。

施策	内容
子育てに関する医療費の負担軽減	子育てに関する医療費の負担軽減を図るため、医療費の健康保険自己負担分を助成します。
不妊治療に関する費用の負担軽減	不妊に悩む人の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

施策目標 2 地域で子育てを支える環境づくり

施策展開の方向 1 子育て支援拠点施設の充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人々がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

施策	内容
地域子育て支援拠点事業の充実	子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実を図ります。
次世代育成支援拠点施設による子育て支援	次代を担う子どもを多世代で育むための施設「ふくふくこども館」において、親子が一緒に過ごせる遊び場や交流スペースの提供、子どもの一時預かり、相談など、一体的な子育て支援を行います。
地域が育つ場づくりの推進	地域の人々と子どもがふれあう機会を通して、一人ひとりの子育て意識が高まるよう、誰でも参加できる交流の場づくりを推進します。

施策展開の方向 2 地域の子育て支援団体・支援者の育成及びネットワークの形成

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

施策	内容
子育て関係者の連携体制の強化	子育てを支援する活動団体と関係機関のネットワークの強化を図ります。

施策	内容
地域関連団体への支援	地域において、子育てを支援する団体や子育てサークル等の活動を支援します。
子育て支援者の育成	子どもの成長や子育てを応援するため、地域の人の様々な能力を生かし、子育て支援者として育成します。
子育てを支援する人材の確保	地域において、互いに支えあう子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保します。
子育てを地域全体で支援する意識の啓発	次世代育成支援対策推進の周知を目的とした行事の開催や啓発紙の配布等を行い、地域全体で子どもを見守り、成長を支援していく意識啓発を図ります。

施策目標3 子どもの権利を守るために環境づくり

施策展開の方向1 児童虐待を防止するための対策と相談の充実

様々な事業の連携により養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取組を推進するとともに、子育てに不安や負担感を持つ保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

施策	内容
相談体制の強化・充実	自分の行為を虐待ではないかと悩む親や、虐待を見たり聞いたりした人が早期に相談・通報できる身近な相談体制を整備します。また、育児の不安や孤立感を抱える家庭、児童の養育上の問題を抱える家庭等への訪問や生活支援の充実を図ります。
情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を図ります。

施策展開の方向 2 要保護児童への支援体制の充実

虐待を受けた子どもの精神的なケアと、家庭の養育機能回復の支援に努めます。

施策	内容
要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を行うとともに、家庭の養育機能回復を支援します。
D V の被害者の子どもへの支援	D V の被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。

施策展開の方向 3 地域の関係機関の連携

行政、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種団体など、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。

施策	内容
関係機関の連携	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民と情報を共有し、連携を図ります。

施策目標 4 ひとり親家庭への支援

施策展開の方向 1 ひとり親家庭の生活と自立支援

経済的支援や就労支援を通じ、生活の安定と自立に向けて支援を行います。

施策	内容
自立支援の充実	医療費の助成等の経済的支援を行うとともに、就労に関する情報提供・相談等、自立を支援する取組を推進します。

施策展開の方向 2 相談の充実

母子・父子自立支援員による相談活動を通じ、生活の安定と自立に向けて支援します。

施策	内容
相談体制の充実	母子・父子自立支援員を始め、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。また、当事者団体の育成や交流の場の確保など気軽に相談できる環境整備を推進します。

施策目標 5 健やかに育つ環境づくり

施策展開の方向 1 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。

施策	内容
相談・指導体制の充実	安心して出産するために、気軽に相談できる体制を整備し、妊婦の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。
周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の充実を図ります。

施策展開の方向 2 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の充実を図ります。

施策	内容
健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。

施策	内容
相談・指導体制の充実	安心して育児を行うことができるよう、気軽に相談できる体制を充実し、乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。
生活習慣病予防対策の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。
小児医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制を充実するとともに、小児救急医療体制や適正な受診についての周知を図ります。

施策展開の方向 3 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

施策	内容
食育の推進	下関市の食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」に基づき、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関連団体と連携した取組を推進します。

施策展開の方向 4 思春期保健対策の推進

思春期の心身の健康が確保されるよう、性や喫煙・飲酒・薬物に関する教育を充実するとともに、心の問題に適切に対応する体制整備を推進します。

施策	内容
思春期保健体制の充実	思春期保健関係機関と連携し、性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。
思春期相談の充実	思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対応する相談体制の充実を図ります。

基本目標 みんなが育つ環境づくり

施策目標 1 子ども一人ひとりの生きる力の育成

施策展開の方向 1 学校教育の充実

豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身につけ、子ども一人ひとりが自信と希望をもって自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。

施策	内容
確かな学力の育成	基礎的な知識・技能を確実に身に付け、自ら活用する力などを育成します。
情報モラル教育の推進	子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。
豊かな心の育成	自他の命を尊重する心や思いやりの心などを育むとともに、「ふるさと下関」に対する誇りと愛情を育みます。
健やかな体の育成	子どもの健やかな成長を支援するため、体力の向上を図るための取組や健康教育、食育を推進します。
心の問題に配慮した教育環境の整備	不登校やひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為など、児童生徒が直面する心の問題に対応するため、相談体制、個別ニーズへの適正な対応の充実を図ります。
学校の組織力と教職員の資質向上の推進	学校の組織力と、教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図ります。

施策展開の方向 2 子どもの状況に応じたきめ細かな教育の充実

発達障害を含む特別な支援を要する子どもが自立し、社会参加に必要な力を培うため、特別支援教育支援員の充実を図ります。

施策	内容
特別支援教育の充実	就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図ります。

施策目標 2 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

施策展開の方向 1 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり

学校を始め、地域の関係機関の連携の下、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応など、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

また、すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

施策	内容
児童・青少年の健全育成の推進	青少年が現在の生活を充実して送るとともに、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。
青少年の非行防止対策の推進	関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。
相談体制の充実	児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。
有害情報から子どもを守る体制の整備	地域の有害環境への対応や、インターネット等メディアによる有害情報対策を推進するため、関係機関の連携を図るとともに、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進のための情報の周知を図ります。
放課後や週末の子どもの居場所づくりの推進	すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の人の協力を得て子どもが自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。
児童館活動等の充実	子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。
子どもが学ぶ機会の充実	子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業などさまざまな学習や体験活動等の機会の充実を図ります。
地域の人や異年齢児との交流活動の充実	高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲との関わり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図ります。
文化・芸術活動の充実	文化・芸術に関する活動及び絵本の読み聞かせや読書を通して、情操豊かな子どもを育成します。

施策展開の方向 2 親・家庭の子育て力の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図ります。

施策	内容
家庭の子育て力向上への支援	子どもの成長における家庭での子育ての重要性を理解し、親の育児能力の向上を図るために学習機会の充実を図ります。
学校・幼稚園・保育園等における子育て家庭への支援	学校・幼稚園・保育園などにおいて、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。
親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。
あたたかい家庭づくりの意識啓発	家族の団らんや、家庭における役割分担・家事分担とともに、家族のきずなの重要性が認識されるよう意識啓発を図ります。

施策展開の方向 3 次代の親の育成

次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てるとの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

施策	内容
次代の親の育成	思春期の児童・生徒が、子どもを生み育てるとの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。
思春期における男女共同参画意識の啓発	男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図ります。

基本目標 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

施策目標 1 保育サービス等の充実

施策展開の方向 1 多様な保育サービスの充実

就学前の保育の量的拡充を図るとともに、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

施策	内容
教育・保育の提供体制の充実 再掲	施設型給付により、保育園、幼稚園、認定こども園の充実を図ります。
多様な保育サービスの充実 再掲	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な特別保育対策、及び幼稚園における預かり保育の充実を図ります。

施策展開の方向 2 放課後児童クラブの充実

児童健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量的な拡充を図るとともに、放課後子ども教室など地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

施策	内容
放課後児童クラブの充実 再掲	放課後における小学校 低学年 児童の健全育成を図るため、高学年の利用ニーズを含めた地域の需要を考慮しながら量的な拡充に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。
指導内容の充実 再掲	指導内容を充実するとともに、研修の実施等により指導員の資質向上を図ります。

施策目標 2 仕事と生活の調和の実現

施策展開の方向 1 ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

施策	内容
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。
働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることでできる意識の啓発を図ります。
家庭における男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。
父親の家事・育児への参加促進	家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画を促します。

施策展開の方向 2 働く母親・父親を支える職場づくりの推進

育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着、子育てしやすい職業形態の導入など、事業主に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促します。また、出産・子育てのために離職した保護者への就労支援を推進します。

施策	内容
各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、普及啓発を図ります。
働く母親・父親を支える職場づくりの推進	働きながら子育てをしているすべての人が、家庭生活と職業生活のバランスがとれた働き方ができるよう、企業・事業主に対し、子育てをしている就労者に配慮した職場づくりや子育てを支援する制度の趣旨・内容についての普及啓発を図ります。

基本目標 安心して生活できる環境づくり

施策目標 1 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

施策展開の方向 1 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため、公営住宅や母子生活支援施設、公共施設や大規模商業施設において、子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに、子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。

施策	内容
子育てに配慮した居住環境の整備	ゆとりをもって子どもを生み育てることができる環境に配慮し、子育て世帯向けの公営住宅の整備や子育てに配慮した公営住宅の改修を推進します。また、母子生活支援施設の整備に努めます。
子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	公共施設やデパート等の利用者が多い施設に、授乳室やベビーコーナーを設置する等、子ども連れの家庭に配慮した施設整備の推進について啓発します。
情報提供体制の充実	子育てに配慮された施設等の情報収集を行い、提供情報の充実を図ります。

施策展開の方向 2 魅力ある遊び環境の整備

既存の公園の改修、街区公園の新設等、身近な公園の充実を図るとともに、既存の施設の活用により、子どもの遊び場の充実を図ります。

施策	内容
公園整備の推進	既存の公園の改修や街区公園の新設等、身近な公園の充実を図るとともに、自然や歴史など地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進します。
雨の日に遊べる場の提供	ふくふくこども館や児童館の情報提供の充実や、公民館などの地域の既存施設活用により、雨の日に利用できる遊び場の充実を図ります。

施策目標 2 子どもが安心して生活できる環境づくり

施策展開の方向 1 子どもの交通等の安全確保

子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策等を推進します。

施策	内容
交通安全対策の推進	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。
防災対策の推進	子どもを含めた市民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進します。
安全な道路環境の整備	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。

施策展開の方向 2 子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。

また、防犯灯の設置などの環境整備を進めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。

施策	内容
防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。
子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	関係機関と連携を図り、子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、地域住民による見守り活動を支援します。また、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。
安全な生活環境の整備	防犯体制の整った生活環境の形成を推進します。

第7章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たり、庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

また、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「下関市子ども・子育て審議会」により、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

2 計画推進に向けた地域一体となった取り組み

本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関、関連団体などと連携を図り協働により推進していきます。

また、ホームページ等広報媒体の活用により、本計画の実施状況に係る情報の周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら施策を推進するよう努めます。

* 今後図を掲載